

## 総務民生委員会会議録

1. 日 時 平成31年3月11日(月曜日)  
午前9時30分～午後3時06分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 末 永 義 美 委員 長                      高 木 法 生 副委員 長  
                  竹 岡 昌 治 委 員                      安 富 法 明 委 員  
                  山 中 佳 子 委 員                      三 好 睦 子 委 員  
                  岡 山 隆 委 員                      杉 山 武 志 委 員
4. 欠席委員 なし
5. 委員外出席議員  
                  荒 山 光 広 議 長
6. 出席した事務局職員  
                  綿 谷 敦 朗 議会事務局 長                      大 塚 享 議会事務局 補佐  
                  篠 田 真 理 議会事務局 主任
7. 説明のため出席した者の職氏名  
                  波佐間 敏 副 市 長                      石 田 淳 司 市 長 公 室 長  
                  田 辺 剛 総 務 部 長                      高 橋 睦 夫 病 院 事 業 管 理 者  
                  藤 澤 和 昭 総 合 政 策 部 長                      杉 原 功 一 上 下 水 道 局 長  
                  三 戸 昌 子 上 下 水 道 局 次 長                      岡 田 健 二 上 下 水 道 局 次 長  
                  繁 田 誠 総 合 政 策 部 次 長                      安 村 芳 武 病 院 事 業 局 管 理 部 長  
                  大 野 義 昭 市 民 福 祉 部 長                      佐々木 昭 治 総 務 課 長  
                  竹 内 正 夫 財 政 課 長                      古 屋 壮 之 経 営 管 理 課 長  
                  河 村 充 展 高 齢 福 祉 課 長                      中 嶋 一 彦 市 民 課 長  
                  内 藤 賢 治 地 域 福 祉 課 長                      古 屋 敦 子 生 活 環 境 課 長  
                  西 山 宏 史 美 東 病 院 事 務 長                      岡 崎 輝 義 市 立 病 院 事 務 長
8. 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（末永義美君） おはようございます。ただいまより、総務民生委員会を開会いたします。

審査に入る前に、一言申し上げたいことがございます。本日3月11日は、東日本大震災から8年が経過しました。東日本大震災で犠牲になられました方々に哀悼の意を表し、黙祷をささげたいと思いますので、御協力のほどお願いを申し上げます。

では、御起立を願います。黙祷。

〔一同起立、黙祷〕

○委員長（末永義美君） おなおりください。御着席を願います。

それでは、早速審査に入ります。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案24件につきまして、審査いたしたいと思いますので、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速ですが、議案第4号平成30年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） 議案第4号平成30年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ699万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ41億5,774万円とするものであります。

それでは、はじめに歳出について御説明いたします。

1款総務費・1項総務管理費・1目一般管理費、説明欄003一般管理経費において、181万円の減額でございます。

これは、健康保険証交付期日の県内統一化等に伴い、平成31年度分発送準備に関する経費が不用となったため、減額するものであります。

続きまして、3款国民健康保険事業費納付金・1項医療費納付金分・2目退職被保険者等医療給付費分、説明欄001退職被保険者等医療給付費分納付金において、153万7,000円追加するものでございます。

これは、退職被保険者等に係る事業費納付金の納付金額が増額となったため、県からの通知に基づき、追加するものであります。

続きまして、2項後期高齢者支援金等分・2目退職被保険者等後期高齢者支援金等

分、説明欄 001 退職被保険者等後期高齢者支援金等分納付金を 48 万 4,000 円追加するものでございます。

こちらにも退職被保険者等に係る事業費納付金の納付金額が増額となったため、県からの通知に基づき、追加するものであります。

続きまして、次の 12 ページをお願いいたします。

8 款予備費・1 項・1 目、説明欄 001、ともに予備費を 678 万 4,000 円追加するものでございます。

これは、歳入に係る予算に追加が生じたために、事業費納付金等、歳出の増額分を差し引いた残額を予備費において調整するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

3 款県支出金・1 項県補助金・1 目保険給付費等交付金において、123 万 2,000 円を減額するものでございます。

これは、特別交付金の確定による県からの通知によるものでございます。

続きまして、5 款繰入金・1 項・1 目ともに一般会計繰入金、合計 822 万 7,000 円を追加するものでございます。

保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金及びその他一般会計繰入金のいずれも事業費の確定により県から通知されたものであります

また、職員給与費等繰入金につきましては、歳出の総務費、一般管理経費の減額に伴い減額するものでございます。

なお、これら繰入金は、一般会計の国民健康保険事業特別会計繰出金に対応するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） 説明が終了いたしました。本案に対する質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。数点お尋ねしますので、一問一答になるかと思いますが、済みません。

8 ページ、9 ページの歳入の 3 款のところなんですけど、県補助金ですが、保険者努力支援分とありますが、これは減額になっておりますが、県はどんな努力を求めているのでしょうか。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） 三好委員の御質問にお答えいたします。

三好委員の御質問、保険者努力支援分の内容でございますけれども、例えば一つ申しますと、今、以前から本市で行っております特定健診事業がございますけれども、例えば、それについて、ある一定の水準に基づき——といたしますか、目標に基づき、特定健診を実行する等の事業を目的としております。そのほかにもありますけれども、ちょっと一例を申し上げました。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 特定健診が達成しなかったと理解していいのでしょうか。

それと次ですが、5款の繰入金ですけれど、9ページになりますが、保険基盤安定化繰入金、これは保険税を軽くした分が返ってくるように聞きましたが、これは100%返ってくるのでしょうか。軽減した分の額の100パーセントが返ってくるか。軽減にはいろいろあると思いますが、これ、全てが対象なののでしょうか。お尋ねします。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

まず最初の、特定健診の目標がそれに達しなかったので、補助金が減額されたのではないかという御質問でございますけれども、これは当初、先ほど御説明いたしました特定健診の事業等の当初予算を見込みまして、県に報告といたしますか、申請しておりましたけれども、美祢市としましては、以前から特定健診の受診率は、県内でもトップクラスを誇っておりますけれども、その辺は、そのほかの事業も含めまして、当初予定していたものよりも、そこまで達成しなかったということで、決して数値が悪かったということではございません。

それから、2番目の御質問ですけれども、歳入の職員給与等繰入金のところでございますけれども、職員給与等繰入金181万円減額となっておりますけれども、こちらのほうは職員給与だけではなくて、その他の事務執行経費も含んでおりますので、御質問のありました職員給与だけではございませんで、例えば印刷製本費、それから通信運搬費等の事業費も含まれております。

したがって、歳入の印刷製本費及び通信運搬費である一般管理経費を減額しますと、歳入の一般会計の繰入金であります職員給与等繰入金についても減額すること

となるというところでございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 軽減分も返ってくるのでしょうか。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） 済みません。先ほどの御質問とちょっと内容が若干違っておりましたので、訂正させていただきます。

先ほどの保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）でございますけれども、こちらのほうは、保険税軽減額が全額戻ってくるのかという御質問でございます。

この保険基盤安定繰入金の保険税軽減分ですけれども、こちらのほうは、低所得者に対する保険税軽減相当額を公費で負担するという制度に基づくもので、政令に基づき算定した保険税軽減相当額を、一般会計から特別会計に全額繰り入れることとなっております。

また、この公費の負担割合でございますけれども、県が4分の3、市が4分の1となっております。

それから、これが全額戻ってくるのかという御質問ですけれども、被保険者の皆様には、軽減分を既に加味した上で、当年度の国保税を賦課しているために、その軽減相当額が、市の国保特別会計に繰り入れられるというものでございます。したがって、被保険者の方が特に申請されるということもございません。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） もう1点お尋ねいたします。30年度の見込みになりますが、基金残はどのぐらい見込んでおられるのでしょうか。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

さきの12月議会で、29年度の剰余金4億円を基金に新たに積み立てしておりますので、6億5,000万程度、基金に充てられるということでございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。引き続き、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、質疑なしと認めます。これより、討論を行います。  
本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 反対意見ですが、国保が県単一化になりましたので、これについて反対いたします。

○委員長（末永義美君） そのほか、御意見のほうはよろしいでしょうか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） では、これより、議案第4号を採決いたします。本案に対して、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成30年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） それでは、議案第6号平成30年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。

このたびの補正は、決算見込みに基づき、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億652万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億7,722万3,000円とするものでございます。

12ページ、13ページをごらんください。

歳出について御説明いたします。

まず、1款総務費・3項介護認定審査会費・1目介護認定審査会費において、審査会委員報酬を133万2,000円減額しております。

介護認定審査会については、水曜日、木曜日に開催しているところですが、審査件数を集約することで、審査会開催回数を減少させることができましたことから、不用となる委員報酬について減額するものでございます。

また、同項2目認定調査等費において、516万6,000円を減額しております。

これは、臨時職員に係る賃金及び社会保険料について、また、認定調査に係る主治医意見書作成料について、決算見込みにより減額するものでございます。

12ページ中段の2款保険給付費・1項介護サービス等諸費から、16ページの

6項特定入所者介護サービス等費まで、また、18ページの3款地域支援事業費・1項介護予防・生活支援サービス費については、実績に基づき事業見込み額を推計し、過不足について、追加または減額しているところでございます。

次に、同じく、18ページ中段の3款地域支援事業費・2項一般介護予防事業費及び20ページ中段までに当たるところでございますが、3項の包括的支援事業・任意事業費について、保険料を減額し、同額を国庫支出金に追加する財源更正を行っているところでございます。財源更正の総額は、470万2,000円となっております。

これは、今配信しましたが、8ページの歳入、3款国庫支出金・2項国庫補助金・6目保険者機能強化推進交付金として追加しているところでございます。

この保険者機能強化推進交付金について、少し御説明をさせていただきます。

この交付金は、昨年度公布されております、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による、改正後の介護保険法において、国は市町村及び都道府県に対し、自立支援、重度化防止等に関する取り組みを支援するため、予算の範囲内において交付金を交付することとされたことから、今年度分の交付金として内示を受けたものでございます。

交付金の性格といたしまして、国や県、市等の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当し活用することとなっております。高齢者の自立支援、重度化防止等に向けた取り組みを支援し、一層推進することを趣旨としていることを踏まえ、このたびの補正において、該当する事業の財源更正を行ったところでございます。

なお、この交付金の額の算定方法につきましては、国の全体予算200億円から都道府県分10億円を差し引いた190億円を、全国の各市町村の取り組み状況の評価点や第1号被保険者数に基づき、国が積算した額となっております。

20ページにお戻りいただければと思います。

次に、3款地域支援事業費・4項その他諸費・1目審査支払手数料につきましては、決算見込みにより2万円を追加し、22ページ、6款予備費につきましては、それぞれの事業の財源調整により1,903万8,000円を追加しております。

歳入につきましては、歳出で御説明いたしました事業量の変更に伴い、それぞれの負担割合等に基づき、国や県の支出金、支払基金交付金等の財源調整を行っているところでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。  
岡山委員。

○委員（岡山 隆君） それでは、13ページなんですけど、001の介護認定審査会業務、介護認定審査会委員報酬ということで、133万2,000円減額ということ  
であります。

これは、今説明があった認定審査会というものを水曜日、木曜日に集中して、そう  
いった形で経費がかからなくなったという説明でございました。

従来であれば、これが週何回行われていたかということと、それと今回、介護認定  
者の受けられる方、大体1年間で何名の方が認定になっているか、この辺がもしわか  
れば御説明していただきたいと思います。

○委員長（末永義美君） 河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えいたします。

介護認定審査会の開催、回数の件でございますけれども、数年前までは毎週水曜日  
木曜日。水曜日はこちらの本庁で、木曜日は総合支所、各支所においてという形で、  
認定審査会を開催しておりました。

しかしながら、審査会委員の負担軽減や経費の軽減というところの関係もございま  
す。それで、審査件数を集約することで、審査会の回数を減少させるということに取  
り組んでいるところでございます。

今年度当初見込みでいきますと76回の開催予定でございましたが、現時点で、  
61回程程度の開催見込みで済むんじゃないかということの見込みが立っておりますの  
で、このたび133万2,000円の減額をさせていただいたところでございます。

なお、31年度においては、大体54回の見込みを立てているところでございます。

年間で審査会に係る件数が、大体どれぐらいなのかということの御質問でございま  
すが、年間2,000件程度は、審査会のほうに案件として申請いただく件数が上がる  
こととなっております。2,000件——細かい数字を今手元に持っていませんの  
で、概数ということで御了承いただければと思います。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） わかりました。この認定審査会が76回から61回、回数が  
10回ぐらい減ってますけれど、これによって、この審査会の認定が少し滞るとか、  
そういったことは基本的にはないとみていいんでしょうか。



○委員長（末永義美君） 河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいまの岡山委員の御質問でございますが、審査会の回数を減らすことでの影響ということだろうと思います。

これにつきましては、もちろん市民の方たちにサービスが滞ることがないように、保険者として、きちんとした対応をさせていただいております。

今現在、そもそもが審査件数も若干減っていると。これにつきましては、有効期間の関係もございまして、12カ月から24カ月、また30年度からは36カ月という期間延長も出ておりますので、若干、件数が減っているということも影響し、回数を軽減させていくことができているという状況でございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） ありがとうございます。それから、同じページなんですけど、介護サービス等諸費ということで、施設介護サービスと地域密着型介護サービス給付事業、居宅介護サービス給付事業、それぞれ予算が減額しておりますよね。

こういった中で、特に施設とか地域密着型介護サービスはいいんですけど、居宅介護サービスで介護給付費負担金、これも減額になっておりますけど。

最近、今、高齢社会対策調査特別委員会もあって、居宅で介護サービスを受ける方が割合、独居の方が非常に増えてきておるということで、今8.9%ですかね、増えてきてるということで、今そういったところを、居宅介護サービスを訪問して行って、独居の方にその辺をサービスとしての対応、そのところで特に感じられている、いろいろ情報収集してですね、この独居の方の支援策というものを、さらにスキルアップしていくための対応策というのを何か考えられているのかどうか、この辺についてお尋ねします。

○委員長（末永義美君） 河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいまの岡山委員の御質問でございますが、独居の方に対するサービス向上についてということの御質問だと受けとめさせていただきますが、うちの介護保険全般にわたることだと思えますけれども、利用者様、市民の方に当たりますが、市民の方に対する介護保険のサービスが、言うならば、よりよいサービス提供できる体制づくりをするのは保険者の責務だと思っております。

そういった中で、介護だけじゃなしに、医療、またリハビリ、そういった多職種が

連携しながら、よりよいサービス提供、体制を整えていくということになるかと思  
います。

そのあたりで、多職種が連携しながら、顔の見える関係づくり等、研修会も年数回  
開きながら、いろいろな連携を深めているところでございます。

さきの一般会計の当初予算の中にも、連携を行うためのSNSを使った連携システ  
ムということでも予算計上をさせていただいたところでございます。多職種の方が相  
互理解をしながら、お互いの立場をわかり合い、よりよい連携を構築するというこ  
とに努めさせていただきたいと思えます。

なお、問題となっているところの一つとしては、どうしても専門職の方たちの人数  
というものが不足している——今後、ますます不足がちになっていくということもご  
ざいますので、人材の確保についても、保険者として努めたいという考えであります。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） ありがとうございます。今回、居宅、地域、施設、それぞれ給  
付費が減額になっております。この辺について、サービスというのが、別に受けられ  
る方が少なくなっているわけではないと思っておりますので、今回その辺が大きく減額と  
なった大きな要因と今後さらに介護をサービスをする方、こういった方が介護者の減  
少も見られますので、今後、その辺に対しての対応、この辺について2点、最後に御  
質問したいと思います。

○委員長（末永義美君） 河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えします。

1点目の件でございます。言うなれば12ページ、13ページに掲げております介  
護サービス等諸費、居宅関係、地域密着型関係、施設関係、それぞれ減額をしている  
主な理由というところでございましょう。

そのあたりにつきましては、当然のことながら、補正予算を組もうという段階にな  
ったとしても、年に数回のタイミングしかない。その間にサービス費が不足がないよ  
うに、当初予算も見込みながら、予算編成をさせていただいているところでございま  
すので、不足があれば、サービス費が支払えないということを回避するため、ある一  
定規模の保険料とサービス費というものを見込んで、予算編成するということから、  
この3月議会においては、少し過不足が出た最終調整をさせていただいているという

ところでございます。

2点目につきましては、岡山委員申しわけないんですが、もう1回御質問いただいでよろしいでしょうか。

○委員（岡山 隆君） 今後、今言った居宅、地域密着、施設介護、こういったところで働く方の労働力不足とかも言われてますので、その辺の確保というのをどのようにされるか、この辺をお尋ねしてるんです。

○委員長（末永義美君） 河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えいたします。

言うなれば、人材の確保というところにつきましては、平成30年度から介護人材の確保推進事業ということで、美祢市で新たに働かれる方に対する奨励金を交付するという形のものの予算を計上させていただいておりますし、従来から、いろんな形の試験等を受けられる方に対する補助というものも行っているところでございます。

人材確保につきましては、本来筋で言えば、事業所側の責任も、ある一定規模あると思いますけれども、行政も一体となって、人材確保に努めるということで取り組むということは、今後も変わらないということで御理解いただければと思います。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。では、そのほかに質疑のほうはございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。30年度の決算見込みがもしわかれば、歳出歳入の総額見込みがわかればお願いいたします。30年度の。

○委員長（末永義美君） それを今、改めてお聞きですか。

○委員（三好睦子君） 済みません。最終的には変わるのかなと思いましたが、済みません。

それで、決算委員会のときに、この補正分の金額が不用額として表示されないのではないかと思うんですが、不用額として出せというのではありませんが、予算について、これぐらい必要だろうと予算を立てられて、その予算どおりに執行されていないのではないかっていうのが——執行されていないことが問題ではないかと申し上げたいんですが、不用額が約1億ですかね——出ております。

この中身は、先ほど説明がありましたが、いろんなことが説明されましたけど、不用額として表示できるかできないか——されてないように思うんですが、決算のときに、実態がわからなくなるのではないかと思うんですが、どうなんでしょうか。

○委員長（末永義美君） よろしいでしょうか、執行部。河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいまの三好委員の御質問ですが、決算のときには、不用額も記載されているものが出ていくものと思っておりますが……。

それと、あわせて、保険給付費につきましては、保険者としては、どうしてもできないというところがございます。

各事業ということであれば、執行部主体で事業推進していくということになりますが、保険給付費のところについては、利用されるのは、市民の方々が利用されて、それを積み重ねていった結果が、どの程度になるかというところのお金でございますので、言うなれば、行政側がどうにもできないお金の部分ではないかというふうに考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。ほかに質疑のほうはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） では、質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） この介護の補正には反対です。介護が、今の制度では受けにくくなっているのではないかと思います。

先ほども審査——認定審査会の減額の話もありましたが、チェックシートとかで、認定が受けにくくなっている地区とか、それから利用料が年金では賄いきれないとか、それから訪問介護にも制限があるとか、利用者のニーズに合っていないのではないかなど、こういった理由があるのではないかと思います。介護保険料の負担はしているけれど、実際に必要な介護が受けられないということではないかと思うので、減額の補正予算には反対いたします。

○委員長（末永義美君） そのほか、御意見のほうはございますでしょうか。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第6号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第6号は原案のとおり可

決されました。

続きまして、議案第7号平成30年度美祢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） 議案第7号平成30年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,167万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,995万5,000円とするものでございます。

初めに、歳出について御説明いたします。

2款・1項・1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金、説明欄001後期高齢者医療広域連合納付金1,167万6,000円の減額でございます。

これは、山口県後期高齢者医療広域連合において、平成30年度事業費が確定したことに基づき、同広域連合へ納付する特別会計への事業費等負担金237万円、及び低所得者等の保険料軽減を目的とした保険基盤安定負担金930万6,000円、それぞれを減額するものでございます。

続きまして、歳入の御説明をいたします。

1ページにお戻りいただきまして、8ページ、9ページをお開きください。

4款繰入金・1項一般会計繰入金・1目事務費繰入金237万円を減額し、同じく、2目保険基盤安定繰入金930万6,000円を減額するものでございます。

これは、一般会計の後期高齢者医療事業特別会計繰出金及び歳出で御説明いたしました、事務費等負担金と保険基盤安定負担金に対応するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。それでは、本案に対する質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねします。後期高齢の保険料が、たしか軽減措置がなくなったと聞きましたが、安定繰入金が、この金額の減額が影響しているのでしょうか。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） 三好委員のただいまの御質問にお答えいたします。

後期高齢者医療の軽減措置がなくなったと先ほど言われましたけれども、これは軽減措置がなくなったわけではございません。

内訳を申しますと、今、後期高齢者医療の軽減措置でございますけれども、発足当

時——平成20年度発足当時からの特例軽減措置でございます。

特例軽減措置につきましては、後期高齢者医療が、制度が発足しましてもう10年を経過いたしますので、年々少しずつ軽減措置が減ってきてはおりますけれども、現在、まだ軽減措置といたしますのが、特例軽減措置のほうは廃止されたわけではございません。

また、そのほかの軽減措置といたしまして、国民健康保険制度と同じように、一般の軽減措置と特例措置ではない通常の軽減措置がございますけれども、こちらのほうは現在まだありますし、年々枠が拡大されまして、軽減者も増えているような状況でございますので、先ほど御質問がありましたけれども、軽減措置の廃止が影響しているのではないかとということにつきましては、影響していないというのが現状でございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか、三好委員。では、そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 意見なしと認めます。それでは、これより議案第7号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成30年度美祢市水道事業会計補正予算（第2号）を議題いたします。執行部より説明を求めます。三戸上下水道局次長。

○上下水道局次長（三戸昌子君） 議案第8号平成30年度美祢市水道事業会計補正予算（第2号）の説明をいたします。

かねてより、上野・秋吉水道統合整備事業により、秋吉岩永地区の硬度低減化事業を進めておりますが、当初予定していた消火栓設置工事が来年度実施になるため、このたびの補正で、消防からの消火栓設置負担金を減額し、負担金の減額により増える

消費税還付金を追加するものであります。

第2条の収益的収入をごらんください。

この補正によりまして、収益的収入では、営業外収益、消費税還付金を25万2,000円追加し、収益的収入の合計を7億6,137万6,000円とするものでございます。この補正は、消費税の補正なので損益に変更はありません。

次に、第3条資本的収入をごらんください。

資本的収入では、負担金及び寄附金を340万円減額し、資本的収入の合計を5億1,081万9,000円とするものでございます。

上の条文をごらんください。

この結果、資本的収入額が、資本的支出額に対して不足する額2億9,112万3,000円を2億9,452万3,000円に改め、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,727万4,000円を3,752万6,000円に改め、建設改良積立金2,314万2,000円を2,629万円に改め、資本的収入の予定額を改めたものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） ここで、執行部の各人にお話があります。これから先、議案の説明をする際に必要な予算書、ページのほうを配信せずに、口頭で何ページを拝見してほしいということを申し伝えてください。そのほうが進行上スムーズですので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第8号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

引き続き、議案第9号平成30年度美祢市病院事業会計補正予算（第2号）を議題

といたします。執行部より説明を求めます。古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君） それでは、議案第9号平成30年度美祢市病院等事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正は、収入におきまして、業務予定量等の決算見込みによる見直しを行うとともに、支出におきましては給与費、材料費等の決算見込みによる調整を行い、収入と支出、それぞれ補正を行うものでございます。

それでは、初めに、予算書第2条に規定しております業務予定量の補正について御説明申し上げます。

（3）の1日平均患者数の項目をごらんいただければと思います。

まず、美祢市立病院ですけれども、入院患者数の1日平均123.1人を109.5人、外来患者数の1日平均139.4人を138.8人、透析の1日平均患者数を17.6人を16.7人に補正するものでございます。

次に、美祢市立美東病院についてですけれども、入院患者数の1日平均は87.5人を76.7人、外来患者数については、1日平均133.6人を118.2人に補正するものでございます。

続いて、予算第3条に規定する病院等の収益的予算の補正について御説明します。

次のページをごらんいただければと思います。

収入につきましては、業務予定量の変更に伴い、第1款の病院事業収益を3億8,514万5,000円減額するもので、この結果、収入合計を37億4,104万5,000円とするものでございます。

支出におきましては、病院事業におきまして、決算見込みに基づく調整を行った結果、第1款の病院事業費用を4,181万8,000円減額するもので、この結果、支出合計を40億2,497万円とするものでございます。

次に、予算第4条に規定する病院事業等の資本的収支予算の補正です。

収入につきましては、第1款病院事業資本的収入において、これは美東病院におけます医療機器導入の際の入札減に伴う調整によりまして、企業債550万円を減額、収入合計を4億4,207万6,000円とするものでございます。

支出におきましても同様に、第1款の病院事業資本的支出において、建設改良費1,470万3,000円減額いたしまして、支出合計を5億6,075万3,000円とするものでございます。



以上の結果、この補正予算に基づく平成30年度の市立病院、美東病院の損益計算書は次のとおりとなります。

次は、概要説明書のほうになります。

ここでは、まず、美祢市立病院についての予定損益計算書になりますけれども、当年度純損失といたしまして、1億8,364万2,000円を現状見込むところでございます。

次のページをごらんいただければと思います。

ここでは、美東病院におきます予定損益計算書を掲載しておりますけれども、美東病院におけます当年度純損失としましては、1億240万4,000円を見込むものでございます。

2ページほど戻っていただければと思いますが、概要説明書の12ページ、13ページになります。

以上、合計しました美祢市病院等事業予定損益計算書のとおり、美祢市病院等事業会計全体におけます当年度純損失においては、2億8,449万2,000円を計上する見込みであります。

議案第9号平成30年度美祢市病院等事業会計補正予算（第2号）に関する説明は、以上で終わります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。高木副委員長。

○副委員長（高木法生君） お伺いいたします。補正予算の概要説明資料の1ページです。このたび、地域包括ケアシステム用病床を52床から22床減じて、30床にされると。それから、そのかわり一般病床を23床あげて、59床にされるということなんですけれども、診療単価で申しますと、ほぼ一般病床と変わりませんよね。ケアの1日当たりの単価については3万いくらでしたか。それでも、一般病床利用率が低かったと思うんですけれど、これ増やす必要があるのかどうか。その点、理由をお聞かせ願えたらと思います。

当初、一般——包括ケアシステム病床にされたときには、恐らく国の誘導的なものもあったかと思っておりますけれども、その辺の理由をちょっとお聞かせ願えたらと思います。

○委員長（末永義美君） 古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君） 高木副委員長の御質問にお答えしたいと思います。

30年度から市立病院、地域包括ケア病床に、一般病床から転換を目指しておりました。当初は52床に移行させる予定でしたが、若干の施設基準等の制約もあったことから30床で今抑えております。

高木副委員長御指摘のように、患者1人当たりの1日単価があります。当然、一般病床につきましても、手術等も伴えば、5万円とかっていう高い単価を得ることができますけれども、よく周辺の中規模、大規模病院に入院された方が言われると思いますけれども、一般病床には平均在日数という制限がございます。

当然ながら、7対1だとか、高度急性期のほうでは、もう2週間もたてば、退院していただくというようなスタンスをとっておられますけれども、市立病院、美東病院は10対1、大体21日の最大平均在日数を伸ばすことができます。大体入院されて、大体1週間から2週間しますと、1日当たりの入院単価ってというのは2万円を切る、だんだん単価は下がっていきます。

それに比べまして、今回、病床機能の転換した地域包括ケア病床、こちらのほうは、平均在日数を気にせず、最大60日まで長期療養が可能になります。それにあわせて、患者さんの1人当たり、1日当たり単価については、60日間2万7,000円から2万8,000円程度、これはずっと担保できるというメリットがあります。

患者さんにつきましても、急性期的な治療を終えたのち、在宅復帰に向けてじっくりリハビリ等を専念していただくことも可能になりますし、病院経営としましても、急性期病床と比べまして、2週間目以降の入院単価が2万7,000円から8,000円、もしくは3万円程度まで担保できるというところも考えまして、今回、こういうふうな病床機能の転換に踏み切ったところでございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） 高木副委員長。

○副委員長（高木法生君） 縛り等もあるということであろうかと思えます。

私ちょっと勉強不足なんですけど、この医療法上、山口県知事、この変更申請というか出されるはずなんですけれども、これ条例の改正というのはいいんですか。

○委員長（末永義美君） 古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君） 一応、病床数に限っては、県のほうの許可が必要になりますが、病床機能の転換につきましても県への報告で済みますし、条例等には病床

数等うたっておりませんので、その辺の条例改正等の手続きは不要だというふうに考えております。

○委員長（末永義美君） 高木副委員長。

○副委員長（高木法生君） 病床の種別の変更は条例には関係ないということですね。はい、わかりました。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑のほうはございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） それでは、資本的収入及び支出、25ページなんですけど、施設別内訳で、支出の部分のところで病院事業資本的支出ということで、その中の建設改良費、美祢市の市立病院と美東病院、これにおいて医療機器の金額が3,017万8,000円、そして、美東のほうが1億6,925万6,000円ということで、こういった建設改良費としての医療機器費が約2億円、支出計上であります。

時代に応じて、新規の医療機器導入を推し量っていかなければならないということは、もう当然必要なことでありますけれども、今、今回の美祢市における医療の収支、特に医業収益とか、そういったところを見ていくと、なかなかちょっと留保財源も、もうほぼなくなるような状況でもありますし、今後、この医療機器の導入について、やっぱりどうしても合わせていかないといけないし、その辺の計画については、今後どのようなようになってるかどうか、方向性があるのかどうか、これについてお尋ねしたいと思います。

○委員長（末永義美君） 古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君） 岡山委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず市立病院、美東病院、それぞれ高度な医療機器、MRIないしCT、それぞれ高度な医療機器を導入しております。

当然ながら、そういった医療機器につきましては、耐用年数というものがございませぬ。通常であれば、耐用年数を経過したのち、更新というのが普通の流れなんですけれども、両病院ともここ数年、ちょっと経営状況が芳しくございません。基本的に、今ある医療機器を可能な限り使用していくことを大前提にしております。

ただし、耐用年数プラス一定の年数を経過する際、その保守にかかる部品関係が供給停止になるという状況はあります。そういったところまで我慢しながら使っておりますか、できる限り長く使用することによって、こういったところでの資本的支出での予算計上は抑制していく方針にはしております。

ただ今回、30年度、美東病院のほうで、建設改良費は1億7,000万程度上がっておりますけれども、30年度におきましては、美東病院では電子カルテシステムを導入いたしました。それが約1億2,000万円程度かかっておりますけれども、全国的といいますか、全県的な医療機関のもうほとんどが導入しておるシステムであり、病院事業局としては、山大からの医師の症例に頼っているところでございますので、ドクターの負担軽減という部分もあります。

そういったところで今回は、美東病院のほうでちょっと、資本的支出予算のほうがかちょっと膨らんでおるといのが現状になっております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 平成30年度の補填財源計算書の23ページにありますよね、美祢市病院等事業ということで、補填残高が補正後526万9,000円ですか、これしかも補填していく財源がないということですよ。

だから、こういう状況の中で、本当に投資的経費である医療機器というのを、今後どう宛てがっていくかということ、非常に私は危惧しておりますので、その辺について、再度どういった方向になるのかどうか、もう少し明確にお答えしていただきたいと思います。

○委員長（末永義美君） 高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） 岡山委員の御質問にお答えしたいと思います。

新規購入機器とか更新機器というのは、確かに流用資金とか、そういったものから支出するようになります。

ただ、必要最小限度の機器の更新、それもコストパフォーマンスを考えて、ある程度採算性がとれる、将来、患者さんがどのくらいその機器によって診療、あるいは医療、治療を受けられるっていう、そういう将来の見込みを立てて、新しい機器あるいは更新をしようというふうに考えておりますので、このたびは非常に、病院の決算が余りよくないのは、やっぱり入院患者さんが少ないということで、それも、だから入院患者さんをできるだけ増やしていこうと、市民に愛される病院にしようということで、全職員頑張っているところでございますので、その辺は御理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 病院事業の収益的収入、支出、こういったところで、今、病院事業管理者のほうから御説明がありまして、医業収益をいかに上げていくことが、一番てっとり早い解決方法であるとは思っています。

美祢市の一次病院、20ぐらいありますけど、結構患者さんが多くて、もうちゃんと成り立っていますよね。すばらしいことと思っておりますし、身近に、すぐ近くでかかりつけの病院がありますから、そういった面では、非常に——市立病院の場合は二次医療ですから、入院することはできるし、高度の医療もできるわけですよね。

だけど、三次医療じゃないですから、特に急性期になると、やっぱり皆さん、山陽小野田の労災とか、また山大のほうに、急性期の場合には行って対応されるということであって、急性期が過ぎたなら美祢市に、地元に戻ってきて、しっかりと医療して回復していただきたい。そういった方針で力を入れていかれるということの、たしか去年とか、説明があったんではないかと思っておりますけれども、なかなかそういったところが、ちょっとなかなか見えてきてないなと思います。

それで、特に、30年度の当年度純損失が2億8,449万2,000円の損失となっております。そして、当年度未処理欠損金が9億4,976万1,000円、もう10億近くになったということで、非常に私も心配していますし、ここおられる委員さんも全員心配しておられるし、執行部の皆さん方も、皆、こういったところを心配されておられるとは思っております。

これについて今後、どう営業収益を上げていくかということは今、病院管理者のほうで言われましたので、もう、どうしたら本当にいいかということ、皆がタッグを組んでいかなければ、なかなかこの解決方法は難しいかなって思っております。

この辺について、一致団結して、この美祢市が医業収益を上げていくため、病院もないと、実際に二次医療等がないと困るわけですから、これについて、相対的に副市長のほうから何か御答弁は何かありますでしょうか。最後です。

○委員長（末永義美君） 高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） 確かに今、美祢市の人口減が年間400人から500人減少しております。それに伴って、病院にかかる患者さんも減少傾向にあり、これは今年度、30年度は、全国的に入院患者が減っているということを厚労省が言っていますし、そういう意味で、美祢市は全国的を上回る人口減で、そういうこともあ

って、なかなか今後、市立病院に外来患者、入院患者を確保するっていいですか、増加するということは非常に困難なことは想定されます。

だから、市立病院と美東病院の機能分化っていいですか、市立病院は急性期、美東病院は慢性期という、そういうふうに機能分化を図ればいいんですけども、現時点では、やはり美東病院にも、まだまだ急性期が必要ということでございます。しばらくは、こういう今の体制でいかざるを得ないというふうに思っております。

結局、病院収益を上げるということは、支出を少なくするか、収益を増やすか。支出を少なくするためには何をしたらいいかっていうと、材料費を抑えるとか、一番大きなのは人件費なんですね。これはもう、人件費を抑えるっていうことはなかなか難しく、どんどんどんどん職員の年齢も上がっていく、人件費が上がってまいります。だから、そのところのバランスというのが非常に収益の難しいところであります。

結局、最終的には、美東病院と市立病院のドクターの交流を今、図ろうと思っております。

美東病院では、消化器内科の専門医が足りない。こちらでは、循環器の専門医が。で、循環器の専門医を美東病院に、美東病院の消化器の専門を市立病院という、そういう交流を今からより親密に図って行って、患者さんの確保に努めようということと、それからやはり、今の超急性期っていうか、手術なんかで、岡山委員がおっしゃってましたように市外の病院に、急性期病院に患者さんが行くということですけど、これはもうやむを得ないことですね。

市立病院には2名外科医がいますけれども、なかなか大きな手術ってというのが難しく、やはり大きな手術ってというのは労災、大学、興産さんとか、そういったところに患者さんを送って、ある程度、治療の目安がいったら返してもらおうということを今までやってたんですが、各病院が地域包括ケア病棟をつくって、全部囲い込んでしまってるんですね、今。だから、その包括ケア病棟を持ってない山口の済生会ですね、あそこに送って返してもらおうというようなことを今考えております。

だから、そういつていろいろ収益を上げることは考えてはございますけども、なかなか困難が伴うところでございます。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第10号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

ここで、10分ほど休憩とします。

午前10時46分休憩

-----  
午前10時56分再開

○委員長（末永義美君） 休憩前に続き、審査を続行します。

次に、議案第21号美祢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木昭治君） それでは、議案第21号美祢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。

1ページ目が議案で、2ページ目は条例の新旧対照表となっております。

これは、長時間労働の是正のための措置等を定め、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が昨年成立し、これにより、時間外労働の上限等が定められ、大企業の民間労働者に対しましては、本年4月から施行がされます。

また、国家公務員におきましても、昨年8月に人事院の公務員人事管理に関する報告におきまして、超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めるなどの措置を講じるとされており、地方公務員につきましても、国家公務員の措置等を踏まえて、所要の措置を講じるように総務省から通知がきているところでございます。

このことから、超過勤務命令の上限設定等に関する必要な事項を規則で定めることについての規定を、新たに条文に追加するものであります。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

三好委員。

○委員（三好睦子君） 上限ができたということは、職員も減ってることで上限があって、仕事が滞りはしないでしょうけど。

私は、もう時効だから言いますけど、私、農協に出ておまして、仕入れ伝票とか事務、掃除もしなければいけない。それから売り子にもならなきゃ——店員にもならなきゃいけない。予算を立てたり、何かたくさん仕事があって、伝票の記入ができなかったんで持って帰ってやりよったんですけど、風呂敷残業とかいうやつなんですけど。昔ですから、それができたんでしょうけど、今はそういうことができないんでしょうが、仕事に——もちろん上限をつくることはいいことですが、職員を増やさないとやっていけないということにならないのかなと思ったんですが、その点は大丈夫なんですか。

○委員長（末永義美君） 佐々木課長。

○総務課長（佐々木昭治君） 三好委員の御質問にお答えいたします。

おっしゃいますように、職員の定数は、計画的に削減をしていくというふうにしております。その中で、このように時間外勤務を上限を決めるということになっております。

職員の健康を守るというのが、私ども、大変大切なことですので、そうかといって、業務量も1人——職員1人当たりの仕事量もそんなに削減はできておりませんので、おっしゃいますように、これにつきましては時差出勤の実施、あるいは今試行はしておりますけども、時差出勤の自主的な実施並びに職場全体での声かけ等で、時間外勤務並びに業務の見直しをしてみたいと考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 二、三年前から、県の仕事が市のほうにおりてきているようなことを聞いたんですが、こういったことは、何か県のほうへ改善は求められないんでしょうか。

○委員長（末永義美君） 佐々木課長。

○総務課長（佐々木昭治君） 三好委員のおっしゃいますように、県の業務が市のほうに下りてくるということもございますが、その辺につきましては、県のほうからヒアリング等がございまして、私どもとしましては、その辺は、私どもの現状を申し上げ



て、受けれるものは受けておりますけども、受けれないものにつきましては、受けれないという形で御説明をしております。

○委員長（末永義美君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） では、質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 意見なしと認めます。それでは、これより議案第21号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第22号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木昭治君） それでは、議案第22号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

1ページから、2ページまでが議案となっております。4ページから、19ページまでは各条例の新旧対照表でございます。

これは、平成31年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、使用料等に係る条例について所要の改正を行うものであります。

改正を行う条例は、美祢市行政財産使用料徴収条例、美祢市十文字工業団地水道供給事業給水条例、美祢市下水道条例、美祢市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例、美祢市環境衛生施設の設置及び管理に関する条例、美祢市環境衛生施設整備事業受益者負担金賦課徴収条例、美祢市道路占用条例、美祢市準用河川流水占用料等徴収条例、美祢市給水条例、美祢市病院等事業使用料手数料条例の10の条例であります。

なお、この条例は、平成31年10月1日から施行するものであります。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。  
三好委員。

○委員（三好睦子君） 消費税に関しての使用料、手数料の変更なんですけど、これほど  
こまで影響するのでしょうか。証明書とか手数料とか、ここに書いてある分だけですか  
かね。

○委員長（末永義美君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木昭治君） 三好委員の御質問にお答えします。

本条例につきましては、今、先ほど申し上げました条例に関する条例分のみでござ  
います。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 施行日が10月1日とあります。

7月の参議院選挙で、消費税に反対は、大多数の国民の——市民の願いと思いき  
ますが、市民と野党の連合で勝利した場合、国会で消費税反対の議員が多くなって、消費  
税増税が廃案になる——衆議院で通っても、参議院で廃案になるということも考えら  
れるんですが、当然、この議案はなくなるということでしょうか。それとも議案とし  
て、このまま10月1日から——いやいやそんなことありませんね。議案はなくなる  
ということでしょうか。お尋ねします。

○委員長（末永義美君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木昭治君） 三好委員の御質問にお答えいたします。

法律上は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消  
費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律が、平成28年11月  
28日に公布、施行されており、消費税率は平成31年10月1日に、10%に引き  
上がることとなっております。

一方で、平成31年10月1日に、消費税率が10%に上げられることの閣議決定  
は、まだなされておられません。

つきましては、先ほどおっしゃいましたように、消費税が上がらないということに  
なりましたら、消費税が上がらなかったことの条例を——上げない条例を制定するこ  
とになると思います。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。  
本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 議案に反対いたします。消費税増税を見込んでいる条例なので  
反対いたします。

○委員長（末永義美君） ほかに御意見のほどは。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、本案について、原案のとおり決することに賛成の  
方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第22号は原案のとおり  
可決されました。

次に、議案第24号美祢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを  
議題といたします。執行部より説明を求めます。内藤地域福祉課長。

○地域福祉課長（内藤賢治君） 議案第24号は、美祢市災害弔慰金の支給等に関する  
条例の一部改正についてであります。

これは、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布され  
たことに伴う改正であります。

このたびの改正は、災害援護資金については、東日本大震災時の特例により、保証  
人がいない場合でも貸し付けが認められたこと等を踏まえ、政令において、保証人条  
項が削除されたことに伴い、条例において所要の改正を行うものであります。

これまで、保証人については、条例第15条第3項で、施行令第8条の規定によ  
ると定めておりましたが、施行令第8条で保証人の条項が削除されたため、改めて条  
例に規定したものであります。

保証人については、貸し付け債務の確実な履行を促すため原則設置することとし、  
大災害等で保証人も立てられない場合などを考慮し、ただし書きで特例を記載して  
おります。

また、償還方法につきましては、年払い、半年払いに加え、月払いを追加して  
おります。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。では、本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第24号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号美祢市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） それでは、議案第25号美祢市介護保険条例の一部改正について御説明いたします。

議案書25ページをごらんください。新旧対照表を次のページに掲載しております。

このたびの改正は、平成31年10月の消費税率10%への引き上げに伴い、公費による低所得者への保険料軽減の仕組みが強化されるため、所要の改正を行うものでございます。

保険料の算定に当たりましては、介護保険事業計画における介護給付費等対象サービスの見込み量や第1号被保険者の保険料負担割合、また、介護報酬改定の影響等を考慮した上で算定する必要があり、第7期の保険料基準額につきましては、年額7万80円としているところでございます。

一方、公費による低所得者への保険料軽減の仕組みにつきましては、平成27年度から一部実施しており、第1段階の保険料基準額に対する割合は0.5を0.45、保険料額としては、3万5,040円を3万1,536円に軽減しているところでございます。

このたびの保険料軽減強化の完全実施に伴い、軽減対象の範囲も第3段階まで拡大され、保険料基準額に対する割合につきましては、第1段階が0.45から0.3に、

第2段階が0.75から0.5に、第3段階が0.75から0.7に軽減されることとなりますが、平成31年度につきましては、10月からの軽減強化でありますことから、それぞれ半分となり、第1段階が0.375、第2段階が0.625、第3段階が0.725となります。

これを保険料額にして計算いたしますと、第1段階につきましては、これまでの3万1,536円が2万6,280円、第2段階につきましては、これまでの5万2,560円が4万3,800円、第3段階につきましては、これまでの5万2,560円が5万808円に軽減されます。

この改定に伴い、同条例第4条第2項に規定する条文の一部改正及び同条第3項並びに第4項を追加するものでございます。

なお、この条例は、規則で定める日から施行するものでございます。

説明は以上となります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。三好委員どうぞ。

○委員（三好睦子君） 今の説明でありましたように、軽減に必要な金額をちょっと、介護の7期の——介護のテキストの計画を見ながら、人数でかけて金額を出してみたんですが、必要な金額が1,882万6,807円になりました。

そしたら、繰入金は2,287万と、この差が約400万あるんですが、この4段階の人は——5段階の人がちょうど1に対して、4段階の人は0.85なんですが一率ですが、4段階が対象にならなかったということはどういうことでしょうか。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいまの三好委員の御質問にお答えしたいと思います。

三好委員のほうで、御自身で金額等計算されておりますけれども、多分対象人数の部分が、実数として捉えている部分と計画の数値として捉えてる部分で、若干差が出ているものと思われます。金額が少し違うというところは、そういった理由になるのかと思いますが、第4段階が、なぜ加えられなかったかということにつきましては、国から示されている改正案に基づきまして、市のほうでも条例改正を考えておりますので、理由はそういったところがございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 今まで不思議に思ったんですが、２段階と３段階では率が０．７５なんですが、現行の保険料は５万２，５６０円ですが、改正については差が出てきておりますが、これについてはどのような考えでしょうか。

○委員長（末永義美君） 河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいまの三好委員の御質問でございますが、第２段階、第３段階の部分の差ということでございますが、国がどのように考えられたかという詳細の資料は手元にはございません。国から示される改正案に基づくものとして、市のほうとして捉えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。三好委員、どうぞ。

○委員（三好睦子君） 今、国だと言われましたが、美祢市は１３段階ですが、他市ではそれ以上あるところもあるので、市でいろいろできるわけではないんですか。

率と金額を——率になりますが、２段階と３段階は０．７５で、２段階も０．７５、３段階も０．７５なんですけど、これは、国が定めるっていうことは、全国的に同じということなんですか。

○委員長（末永義美君） 河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

三好委員言われますように、階層の段階区分につきましては、市町によってばらばらになっているという現状がございます。

現状の美祢市におきましては、第１段階から第５段階、いわゆる軽減がある部分につきましては、国の基準に基づいて定めております。このたび、国の基準の改正案に基づく対応をするということでございます。

なお、他市の状況につきましては、今、詳細の資料は持ち合わせておりません。

以上です。

○委員長（末永義美君） そのほか質疑のほうはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） この議案には賛成いたします。保険料の値下げは１段階から

3段階ですが、消費税増税対策となっておりますが、増税に対して、まがりなりにも軽減されていることで、この議案には賛成いたします。

消費税増税に伴う改正ということですが、45%を占める4段階、5段階の方、そしてまた、6段階の軽減をすることも改善を求めて意見いたします。

○委員長（末永義美君） ほかに御意見のほうはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第25号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

引き続き、議案第26号美祢市環境保全条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） 議案第26号美祢市環境保全条例の一部改正について御説明いたします。

現在、美祢市においては、美祢市環境保全条例第9条の規定により、市内27社と公害防止協定を締結し、市民の良好な生活環境の保全を図っているところであります。

しかしながら、近年問題となっている地球温暖化対策など、公害防止協定では想定していなかった環境問題に対応する必要性が生じていることから、地域の環境保全のみならず、地球環境に配慮した環境保全協定を、これまで公害防止協定を締結していた企業を含め、市内の企業と締結し、さらなる市民の健康で快適な生活環境の確保を図るため所要の改正を行うものであり、施行日は平成31年4月1日であります。

なお、2月26日の本会議において、竹岡委員から要求のあった資料については、先月2月18日、月曜日に開催した環境審議会の会議資料をごらんいただきたいと思います。

1ページ目の環境保全協定についての（3）改正に環境保全協定の変更内容について記載をしております。

公害防止に関しては、これまでのばい煙防止、排水処理、騒音防止を、それぞれ大気汚染防止、水質汚濁防止、騒音振動防止に変更するとともに、悪臭防止を新たに追加しております。

また、新たな環境問題、環境課題として追加した項目については産業廃棄物対策、地球温暖化対策、緑化対策、関連業者等に対する責務の項目を追加しております。

特に地球温暖化対策については、事業者としての温室効果ガスの排出抑制を求めるほか、市が実施する地球温暖化対策活動への協力を求めており、具体的には、従業員のクールビズやウォームビズ、エコドライブやノーマイカー運動等への協力を求めることとしております。

環境保全協定の新旧対照表については、この資料の4ページ目からになりますが、環境審議会における審議結果は、原案のとおり承認となっております。

説明は以上になります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第26号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号美祢市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。三戸上下水道局次長。

○上下水道局次長（三戸昌子君） 議案第28号は、美祢市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてでございます。

1ページ目が議案、2ページ以降が新旧対照表でございます。

内容の説明をいたします。

平成27年度から、於福田代地区に水道未普及解消事業による水道拡張事業を進めているところでございます。

この改正は、平成31年度7月に、上田代地区の工事が竣工し、給水できる見込みが立ったことから、設置条例の給水地区に、栗ヶ原、上田代、下田代、大明の一部を加える改正でございます。



この条例は、平成31年4月1日より施行いたします。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第28号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第29号美祢市水道布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。三戸上下水道局次長。

○上下水道局次長（三戸昌子君） 議案第29号美祢市水道布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事等を定める条例の一部改正について御説明をいたします。

1ページ目が議案、2ページが新旧対照表でございます。

この改正は、技術士法施行規則の一部改正により、資格試験の選択科目が改正されたことから、布設工事監督者の資格要件を改めるものでございます。

具体的には、技術士試験の第2次試験の科目の見直しがあり、選択科目、「水道環境」が上水道及び工業水道に統合されたので、条例第3条第1項第3項中の選択科目の「水道環境」の文言を削り、経過措置として、水道環境を選択した者は、上水道または工業用水道を選択したものとみなすことを加えるものでございます。

この条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第29号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第11号平成31年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） 議案第11号平成31年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算について、予算書にて御説明いたします。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億1,297万9,000円と定めるものでございます。

平成30年度から、国による国民健康保険事業制度が改正されたことに伴い、新たに都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに、国民健康保険の運営をすることとなりました。

平成31年度は2年目を迎えますけれども、本市における国民健康保険税額は平成30年度と比較しますと、調定見込みベースで、1人当たり439円の減少となっております。

以上の内容を考慮し、平成31年度の予算を編成しております。

それでは、まず、歳出から御説明いたします。

最初に、1款総務費・1項総務管理費・1目一般管理費につきましては、国保事業運営上の経常経費であります人件費、事務費を計上しております。合計で6,613万3,000円となっております。

前年度比で増加の主な要因としまして、所属職員の異動等による職員人件費分の増加によるものでございます。

続きまして、390、391ページをお願いいたします。

下段の2款保険給付費でございますが、これは、被保険者の療養に要する費用を負担するものでございます。

まず、次の392、393ページまでの、1項療養諸費につきましては、前年度比で減少しておりますけれども、これは、実績及び療養給付費伸び率等に基づき算定し

た結果で、合計21億2,714万8,000円を計上しております。

なお、特定財源につきましては、全て保険給付費等交付金として県から給付されるものでございます。

続きまして、392、393ページの中段、2項高額療養費でございます。

高額療養費は、1カ月に支払った医療費の一部負担金が一定額を超えたとき、その超えた部分を支給する制度でございますが、これについても、実績及び療養費の伸び率等に基づき算定しております。前年度比較で減少しておりますけれども、合計3億3,508万6,000円を計上しております。

また、特定財源につきましては、全額が県支出金となっております。

次に、396、397ページをお願いいたします。

3款国民健康保険事業費納付金・1項医療費納付金分は、一般及び退職被保険者等分の総額6億578万6,000円、2項後期高齢者支援金等分は、一般及び退職被保険者等分の総額1億5,596万7,000円、また、3項介護納付金分は、4,312万3,000円を計上しております。

事業費納付金は制度改正によって、平成30年度から新たに登場した県への納付金で、いずれも県の算定によりまして、各市町に提出された金額となっております。

増加の要因といたしましては、山口県全体におきまして、団塊世代における被保険者数増による医療費の増加を見込んでおるところでございます。

続きまして、398、399ページの下段からになりますけれども、5款保健事業費・2項・1目ともに特定健康診査等事業費としまして、2,611万8,000円を計上しております。

前年度比で増加しておりますけれども、これは、平成31年度から県の新たな取り組み方針といたしまして、特定健康診査に係る個人負担金を無料としまして、受診率をさらに向上させる予定です。

なお、個人負担部分の財源は県特別調整交付金となります。

続きまして、402、403ページの上段になります。

7款諸支出金・1項償還金及び還付加算金・5目保険給付費等交付金償還金としまして、1,024万3,000円を計上しております。

これは、平成30年度保険給付費等交付金の精算による返還金であります。

続きまして、同ページの下段ですけれども、2項繰出金・2目直営診療施設勘定繰

出金として270万円を計上しております。

これは、国保診療施設である美東病院の医療事業経費の助成でありますけれども、平成30年度は、電子カルテシステムの導入に係る経費を一部計上しておりましたので、平成31年度では大幅な予算減となっております。

続きまして、歳入を御説明いたします。

1款・1項ともに、国民健康保険税でございます。

これは、冒頭で御説明いたしました、前年度条例改正後の税率等をもとに算定しまして、平成30年10月時点の賦課状況を参考にしております。

現年度分の収納率につきましては、特別徴収では100%、普通徴収では一般被保険者分94.6%、退職被保険者等分につきましては99.0%を見込んでおります。

滞納繰越分につきましては、一般被保険者分、退職被保険者等分ともに、収納率を14.7%として算定しております。

一般被保険者は5,643人を見込んでおり、一般被保険者国民健康保険税として5億3,181万2,000円、退職被保険者等は34人と見込み、退職被保険者等国民健康保険税として362万6,000円、合わせて5億3,543万8,000円、平成30年度と比較し1,356万6,000円の減額となっております。

これは、被保険者数の減少及び1人当たり保険税額の減少が主な要因となっております。

続きまして、380、381ページの中段になりますけれども、3款県支出金・1項県補助金・1目保険給付費等交付金として25億1,022万4,000円を計上しております。

保険給付費等交付金は、保険給付に要する費用等に対し、県から市町村に支払われるものであり、普通交付金と特別交付金で構成されます。大半の24億6,228万2,000円を普通交付金として保険給付費に充て、残りは特別交付金として保険事業費及び諸支出金に充てますけれども、前年度比で減少の主な要因としまして、保険給付費の減少によるものです。

続きまして、382、383ページの中ほどになりますけれども、5款繰入金・1項・1目ともに一般会計繰入金としまして、3億1,899万4,000円を計上しております。

これは、一般会計からの繰入金でございますけれども、前年度比で増加の主な要因

は、保険税軽減額改正による保険基盤安定繰入金の増加、歳出に伴う職員給与費等繰入金の増加及び実績に基づく財政安定化支援事業繰入金等の増加によるものでございます。

続きまして、同ページ下段ですけれども、5款繰入金・2項基金繰入金・1目国民健康保険基金繰入金としまして、平成31年度は3,700万円を計上しております。

これは、保険税及び公費の不足分として補うための繰り入れでございますが、前年度比で増加の主な要因は、事業費納付金増加の影響によるものでございます。

続きまして、384ページ下段から387ページにわたりますけれども、7款諸収入・2項雑入としまして1,032万8,000円を計上しております。

前年度比で増加の主なものは、5目雑入でありますけれども、その要因として、歳出で御説明いたしました、保険給付費等交付金の精算に基づく保険給付費等交付金償還金の返還によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。  
三好委員。

○委員（三好睦子君） 何点かお尋ねいたします。先ほどの説明の中で、標準国保税が、1人当たり491円負担が軽くなったと言われましたが、標準保険税は幾らなんでしょう。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

1人当たりの標準保険税と言われましたけれども、正確には1人当たりの各年度の保険税額というお答えになります。

平成30年度が1人当たり9万5,157円、平成31年度の見込みが9万4,736円となりまして、その差額が439円ということで、前年度比で減少になっております。ただし、この金額ですけれども、これは調定見込みベースでの比較ということになります。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 調定見込みということは、負担が上がる——金額が上がるということもありうるということですか。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） 毎年、賦課の時期が7月になりますので、7月の時点でのベースになりますので、これが若干変動する可能性はあります。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 先ほど、特定健診で、以前は健診受けるために1,000円必要でしたが、今度は無料になるということの説明ですか。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） 三好委員の御質問にお答えいたします。

お見込みのとおり、今まで1人当たり1,000円かかっておりましたけれども、こちらは、山口県全体の方向性といたしまして、平成31年度、1人当たり1,000円が無料になるということでございます。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 基金が、29年度で約6億5,000万あると言われました。この基金を使って、保険税を安くするっていうことはできないのでしょうか。

28年までは、2億5,000万をずっと推移してきたんですが、6億ってというのは、やはり国保の加入者が貯めたというか——のお金だと思いますので、この基金を使って安くするべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

さきの12月議会の場でも御説明いたしましたとおり、金額的には6億5,000万という、ちょっと大きいような金額の感じはいたしますけれども、平成29年度時点で、県内13市の基金保有額、こちらにつきましては、市町の——自治体の規模もございしますが、13市の中で12位という——高いほうから12位ということですので、基金の額としては、少ないほうから2番目ということになっておりまして、それに関連する指標ですけれども、国保基金の保有割合という指標がございすけれども、こちらのほうは、保険各市町の保険給付費に占める基金の保有額という指標がございすけれども、こちらが8.54%としまして、29年度の中では、13市の中の7位ということで、決して多いほうではございません。

それから、30年度で基金を4億積み立てまして、6億5,000万になりました

けれども、こちらのほうですが、国保制度の改正後、平成31年度におきましても、県から、先ほど歳出のところで御説明いたしました、国保事業に関する国保事業費納付金、ここの事業費納付金ですけれども、こちらや公費などが提示されまして、それに基づいて、本市におきましても、国保税を初めとする当初予算編成をこのたび行ってきたております。

これは、あくまでも単年度の算定数値でございますので、次年度以降の数値につきましては流動的ということが、まずあります。

今回の当初予算案におきましても、基金繰入金を、先ほど3,700万円計上しておるとい御説明をいたしましたけれども、国保基金からの繰り入れを単年度でさらに追加をすれば、保険税を下げることができまして、三好委員のおっしゃるような感じになるかもしれませんけれども、しかしながら、来年度以降も県から提示されます歳出の事業費納付金、こちらの事業費納付金を想定した場合、さらなる被保険者数の減少、それから医療費、美祢市は医療費水準が県内でも高いほうでございますが、医療費水準の変動等によりまして、歳出額の増加が予想されるところでございます。

そうなりますと、歳入であります保険税額を増加せざるを得ないということになりまして、結果的には、美祢市の住民である被保険者に、大変御負担を強いるということにつながるようになります。

したがいまして、中長期的な保険税率の維持を考えた場合に、現在の国保税率も変更せずに、平成31年度当初予算では、これ以上の国保基金を取り崩すことは避けたいというふうに、現時点では考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 国保のこの予算に反対いたします。先ほど説明がありましたが、基金は、やはり加入者のもので、基金を使って負担を軽くするべきだと思います。

全国的には、一般会計から法定外繰り入れで、保険税を安くしているところもあります。負担を軽くしている自治体もありますので、やはり今、国保加入者は、こういった経済情勢の中で、本当に苦しい生活になっていると思いますので、国保は命の砦

なので、やはり負担を軽くして命を守るべきだと思いますので、意見いたします。

○委員長（末永義美君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第11号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第13号平成31年度美祢市環境衛生事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。岡田上下水道局次長。

○上下水道局次長（岡田健二君） 議案第13号平成31年度美祢市環境衛生事業特別会計予算を御説明いたします。

本特別会計は、秋吉台地域と広谷地区の良好な自然環境を保全するための、地域し尿処理施設を管理運営する会計でございます。

一般会計、特別会計予算書の25ページをごらんください。

第1条歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ2,866万3,000円と定めるものでございます。

予算書443ページからになります。

歳出から御説明します。

450ページをごらんください。

1款環境衛生事業費・1項総務管理費・1目一般管理費1,278万6,000円、前年度比414万3,000円の減で、主なものといたしまして、右ページ、説明欄002一般管理業務の中の業務委託料713万1,000円を計上しております。

これは、現在の施設が供用開始後45年を経過しており、管路と終末処理場の施設更新をするために、昨年に引き続き行います事業計画策定業務でございます。

次に452ページ、2項維持管理費・1目処理場管理費1,567万7,000円で、前年度比329万1,000円の減でございます。

右ページ、説明欄001、上から3段目、光熱水費503万2,000円、6段目、管理委託料544万5,000円を計上しております。

次に、歳入ですが、448ページをごらんください。



1 款分担金及び負担金は前年度と同額、2 款使用料及び手数料 5 7 8 万 6, 0 0 0 円で、前年度比 3 0 万 5, 0 0 0 円の減、3 款繰入金・1 項他会計繰入金・1 目一般会計繰入金 1, 7 4 9 万 4, 0 0 0 円で、前年度比 7 1 9 万 4, 0 0 0 円の減、2 目観光事業特別会計繰入金 5 1 5 万 3, 0 0 0 円で、前年度比 6 万 5, 0 0 0 円の増、4 款諸収入・1 項雑入は同額でございます。

4 4 5 ページをごらんください。歳入合計 2, 8 6 6 万 3, 0 0 0 円でございます。以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） では、これより議案第 1 3 号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第 1 3 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 1 4 号平成 3 1 年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。内藤地域福祉課長。

○地域福祉課長（内藤賢治君） 議案第 1 4 号平成 3 1 年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計予算につきまして御説明をいたします。

予算書は 3 1 ページからとなります。

美祢市住宅資金貸付事業特別会計、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 4 4 万 9, 0 0 0 円と定めるものであります。

まず、歳出から御説明をいたします。

予算に関する説明書 4 6 6、4 6 7 ページとなります。

1 款住宅資金貸付費でございます。

これは、今日では貸し付け事務はございませんので、償還事務に係る経費で 9 万 7, 0 0 0 円計上しております。特定財源として、県補助金 6 万 9, 0 0 0 円、諸収入 2 万 8, 0 0 0 円を見込んでおります。

次に、2款公債費・1項公債費・1目元金、及び2目利子は、それぞれ総務省への償還金であります。元金、利子合わせて、88万5,000円を計上しております。

特定財源といたしまして、諸収入88万5,000円を見込んでおります。

次に、3款予備費といたしまして、46万7,000円計上しております。

特定財源として、諸収入46万7,000円を見込んでおります。

続きまして、歳入を御説明いたします。

予算書の464、465にお戻りください。

1款県支出金・1項県補助金です。

これは、償還推進助成事業県補助金でありまして、補助基準額の4分の3の6万9,000円を見込んでおります。

次に、2款諸収入・1項貸付金元利収入であります。138万円を見込んでおりまして、資金貸し付けに伴う償還金であります。なお、現在の対象者及び貸し付け件数は、対象者8名、貸し付け件数は13件であります。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第14号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

ここで、13時まで休憩いたします。

午前11時56分休憩

-----  
午後 1時00分再開

○委員長（末永義美君） 休憩前に引き続き、審査を続行します。

では、議案第15号平成31年度美祢市農業集落排水事業特別会計予算を議題とい

たします。執行部より説明を求めます。岡田上下水道局次長。

○上下水道局次長（岡田健二君） それでは、議案第15号平成31年度美祢市農業集落排水事業特別会計予算を御説明いたします。

予算書37ページをごらんください。

第1条歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,765万円と定めるものでございます。

予算書469ページからとなります。

主な事業について御説明いたします。

472ページをごらんください。

最初に歳出でございますが、1款農業集落排水事業費1億3,371万3,000円、2款公債費8,363万7,000円、3款予備費30万円で、歳出合計2億1,765万円でございます。

主なものとして、478ページをごらんください。

1款農業集落排水事業費・1項農業集落排水事業費・1目一般管理費5,006万8,000円で、前年度比2,243万4,000円の増で、主なものとして、右ページ、説明欄002一般管理業務の中の業務委託料で3,437万2,000円を計上しております。

これは、別府地区の処理場施設の機能強化整備により、施設の長寿命化を進めるための実施設計をする費用及び農業集落排水事業特別会計を公営企業会計に移行するための調査業務及び企業会計システムの構築費用でございます。

次に、公課費として、消費税及び地方消費税115万5,000円を計上しております。

これの算出根拠といたしましては、申告実績を基本といたしまして、平成31年10月の消費税率改定等を考慮したものとなっております。

次に、2目施設管理費8,364万5,000円を計上しております。

主なものとして、右ページ、説明欄001維持管理事業の中で、481ページの上から3段目になりますが、光熱水費1,442万6,000円、修繕料1,501万7,000円、管理委託料3,742万1,000円を計上しております。

次に、歳入ですが、474ページをごらんください。

2款使用料及び手数料4,225万1,000円、3款国庫支出金1,000万円、

これは、歳出で説明いたしました長寿命化計画の補助でございます。

4款繰入金1億4,148万円で、前年比1,193万円の減でございます。

471ページになりますが、歳入合計2億1,765万円でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第15号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成31年度美祢市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） それでは、議案第16号平成31年度美祢市介護保険事業特別会計について御説明いたします。

予算書の43ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ34億3,866万3,000円と定めるものでございます

初めに、平成31年度予算編成に当たり、平成30年度予算との比較において、大きく変更しているところを申し上げます。

まず、保険料関係ですが、このたびの介護保険条例の一部改正の際にも御説明いたしましたとおり、低所得者への保険料軽減強化の仕組みの完全実施により、第1段階から第3段階までの保険料としての歳入額は減額となります。

次に、先ほどの平成30年度補正予算の際にも御説明いたしましたとおり、平成30年度から、保険者機能強化推進交付金が実施されたところですが、平成31年度については、平成30年度と同額の470万2,000円を歳入として計上いたしております。

次に、介護給付費の関係ですが、平成31年10月の消費税増税に伴う介護報酬改定が行われ、推計用として国から0.2%が改定率として示されているところがございます。これに加え、同月から介護職員処遇改善加算のさらなる充実が行われ、この改定分として1%が示されています。

予算編成としては、直近2カ年の給付実績等に基づく算出に、報酬改定分を加味し積算しているところがございます。

それでは、歳出の主な内容について御説明いたします。

予算書502、503ページをごらんください。

1款総務費・1項総務管理費・1目一般管理費において、188万円減の5,589万3,000円としておりますが、これは、パンフレット等の印刷物の改定経費や電算システム変更経費の減が影響しているところがございます。

また、次のページになります。

504ページ中段、3項介護認定審査会費・1目介護認定審査会費において197万6,000円減の490万5,000円としておりますが、これは、介護認定審査会の回数日数の減によるものとしております。

また、同項2目認定調査等費において、156万6,000円減の2,037万5,000円としておりますが、これは、認定調査業務に従事する認定調査員の体制を5名から4名に見直したことによるものでございます。

次のページをごらんください。506ページになります。

4項推進委員会費においては、401万5,000円増の434万4,000円としておりますが、これは、第7期介護保険事業計画において、看護小規模多機能型居宅介護を一カ所整備する予定としており、平成31年度に事業所の公募、平成32年度に整備する計画としていることから、事業所の公募に係る経費として、報償費等を計上いたしております。

また、平成33年度から平成35年度を計画期間とする第8期計画策定に向けて、第7期と同様にアンケート調査を実施する必要があることから、平成31年度には、計画策定の準備に入ることとなります。この計画策定に係る経費として、委託料や郵券料を計上いたしております。

ここで、関連の債務負担行為について御説明いたします。

538ページをごらんください。

下の段、新規分として、第8期計画の策定業務に係る債務負担行為を設定しており、平成32年度分として350万9,000円を限度額としているところでございます。

506ページにお戻りください。

次に、2款保険給付費になります。

保険給付費につきましては、506ページから521ページにかけて掲載しておりますが、第7期介護保険事業計画における施設・居住系サービス及び居宅サービスの事業量の見込みをもとに、直近2カ年の給付実績等を踏まえ算定し、先ほど御説明いたしました但し、平成31年10月の消費税増税に伴う介護報酬改定分0.2%及び介護職員処遇改善加算の充実分1%を加味し、予算を計上いたしております。

要介護認定者を対象とした給付費でございます。

1項介護サービス等諸費につきましては、512ページの一番上の段になりますが、前年比73万7,000円増の28億8,951万5,000円を計上いたしております。

また、要支援認定者を対象とした給付費である、2項介護予防サービス等諸費につきましては516ページ、同じく一番上の段になりますが、17万7,000円減の7,835万6,000円を計上いたしております。

その他の給付費と合わせ、保険給付費全体といたしましては、対前年比406万3,000円減の31億9,452万円を計上いたしております。

次に、522ページ、523ページをごらんください。

3款地域支援事業費についてですが、地域支援事業費につきましても、保険給付費と同様に、第7期計画における事業量の見込みや直近の実績値をもとに予算を計上いたしております。

1項介護予防・生活支援サービス事業費については、総合事業に係る事業経費となりますが、サービス事業費とケアマネジメント事業費を合わせて182万1,000円増の7,618万3,000円を計上しております。

次に、2項一般介護予防事業費についてですが、対前年度比6,000円減の139万5,000円としております。

ここでは、介護予防教室や認知症予防講演会、認知症予防教室、リーダー養成講座を初めとする教室や、地域介護予防運動支援補助金として、毎週運動されております地域住民グループに対する支援を行っているところでございます。

次のページをごらんください。

次に、3項包括的支援事業・任意事業費についてであります。

1目介護予防支援事業費においては、要支援の方のケアマネジメント事業に係る経費として698万9,000円、2目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費においては、地域包括支援センターに係る経費として5,467万8,000円を計上しております。

次に、526ページ中段からの3目任意事業費についてですが、対前年度比26万4,000円減の626万4,000円を計上いたしております。

この任意事業費においては、説明欄002家族介護支援事業の中で、認知症高齢者の見守り事業として、オレンジネットワークに登録された方に対して、徘徊時に早期の発見・保護につなげるため、衣服や持ち物に貼りつけるQRコードラベルを配布するための印刷製本費12万3,000円や、家族がGPS機器を購入される際の支援策として、機器購入支援補助金10万円を計上し、認知症高齢者の見守り事業を強化しているところでございます。

528ページをごらんください。

4目在宅医療・介護連携推進事業費においては、引き続き、医療・介護の多職種間での研修会や住民向けの講演会を開催することとしており、5目生活支援体制整備事業においては、社会福祉協議会へ委託し、地域における支え合いの体制づくりを推進していくこととしております。

また、6目認知症総合支援事業費においては、認知症地域支援推進員を配置し、認知症施策の推進を図るとともに、認知症カフェの支援を進めていくこととしております。

歳入につきましては、歳出で御説明いたしました、保険給付費や事業費に対する国や県、支払基金、保険料等のそれぞれの負担割合に基づく額や、冒頭説明いたしました、低所得者保険料軽減については、一般会計からの繰入金として、また、保険者機能強化推進交付金については、国庫補助金として、それぞれ計上しているところでございます。

説明については以上となります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。  
岡山委員。

○委員（岡山 隆君） それでは、今説明があった総務費の3項介護認定審査会費ということで、補正予算のときにも質問はしてきたところでございます。しっかりと改善策を施しておられるなどということはよく理解しております。

今回、介護認定審査会の報酬が486万円ということでありまして、そして、今回認定調査員を5名から4名にするという説明がありました。

5名というのは、今までも、医者であり、ケアマネ、地域包括ケアシステムのメンバー、介護福祉士、そして看護師で計5名だったのではないかと思いますけど——これ以外かもわかりませんが、5名から4名というのは、どういった方が今後1名減るのか、その辺の説明をお願いします。

○委員長（末永義美君） 河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいまの岡山委員の御質問でございます。

言われているところの部分が、包括支援センターの職員と少しかぶってるような気がしたんですが、介護認定に係る認定調査というものは、介護保険係のほうに属している臨時職員となります。

今まで、総合支所を含めまして5名での調査に対応しておりましたが、期間の延長等もございまして、認定調査業務に出る件数が若干減っているというところもございまして、4名体制とするというところでございます。

以上となります。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 介護調査員メンバーが5名から4名ということでありまして、それによって、今後、認定を決めていく上において特に問題ないかどうか、その辺はどうなんかな。

○委員長（末永義美君） 河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいまの岡山委員の御質問でございますが、現在のところ、平成30年度の予算上は5名体制として動いておりましたが、1人退職されまして、現状としては4名で体制を組んでおるところでございます。

現状の4名体制で、十分何とか回るんじゃないかということもございまして、影響はないという判断をしております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。



○委員（岡山 隆君） よく言われるんですけれども、介護認定に当たって、よく声として出るのは、認定が軽いのではないかということがよく言われておりますし、その辺をしっかりと、どういう理由で認定が——例えば要介護2であって、3ではありませんよって。そこのちょうど境目の辺が非常に、施設に入れるか入れないかという大きな境目でありますので、基本的には5名が4名になっても、その辺のところの調査は、ちゃんとできるという認識でいいですね。

○委員長（末永義美君） 河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいまの岡山委員の再質問でございますけれども、介護認定につきましては、申請書をいただきましたのちに、認定調査員が認定調査して、家族等の立ち会いのもと、御本人さんの調査を実施します。

一方で、主治医の意見書とあわせて、最終的な判断を介護認定審査会で行うという概略としては、そういうふうな流れになる中で、認定調査員は、あくまでも現状がどうなのかということを見させていただいた上で、コンピュータ入力をするという作業を行いますので、最終的な判断というところは認定調査員の部分じゃないというふうに思っております。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑は。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。

国は自立支援、重度化防止に向けて、評価基準に基づいて市町村が目標設定するとありますが、予算の中にはもちろんあると思いますが、自立支援という名のもとに、介護認定率を引き下げることにはならないかと思うんです。

国の方針どおりの認定、これは本当に大丈夫でしょうか。重度化防止になるのかどうか、ちょっと疑問に思うのですが、大丈夫なんでしょうか。

○委員長（末永義美君） 河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいまの三好委員の御質問にお答えしたいと思えます。

三好委員言われるのは、保険者機能強化推進交付金に絡む御質問だと思います。

三好委員の言われますように、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取り組みということで、市のほうも、その達成に向けて随時取り組んでいるところでございます。

その一つとして、予防教室等そういったものが、先ほどの補正予算の中でも少し触

れておりますが、そういった取り組みを少し強化していくということが国のほうから言われておりますので、それに向けて取り組んでいるところでございます。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 国の方針にならって、「我が事・丸ごと」地域共生社会となっておりますが、これは自助、共助と言いながら、公的なサービスが削減につながる予算ではないかと。それにしたがって、保険給付も削減されていくのではないかとということ判断いたしまして、この介護保険制度予算に反対いたします。

○委員長（末永義美君） そのほか御意見のほうは。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第16号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

午後1時26分休憩

-----  
午後1時35分再開

○委員長（末永義美君） では、休憩前に続き、審査を継続します。

次に、議案第17号平成31年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計を議題とします。執行部より説明を求めます。中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） 議案第17号平成31年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明いたします。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億7,124万3,000円と定めるものでございます。

初めに、保険料について御説明いたします。

後期高齢者医療制度の保険料は、2年ごとに見直しが行われ、2年間の被保険者数、

医療費等の見込み、また剰余金、基金積立金の活用により算定されます。

平成31年度は、保険料の改定年に該当しませんので、平成31年度の山口県の保険料は平成30年度と同様で、所得割率が10.28%、均等割額は5万2,444円となっております。

次に、制度改正について御説明いたします。平成31年度では、次の2点が改正されます。

まず1点目、保険料軽減基準の見直しでございます。これは、通常の保険料軽減制度の内容でございます。

経済動向等を踏まえ、低所得者の負担軽減を図るため、保険料の均等割額を軽減する基準の見直しが行われますが、このたびの見直しは、軽減判定所得において、5割軽減における被保険者数に乗ずる額が27万5,000円から28万円に、また、2割軽減における被保険者数に乗ずる額が50万円から51万円に改正となり、これによって保険料の軽減対象者が拡大されます。

次に2点目でございますが、保険料軽減特例の見直しでございます。

これは、均等割額の軽減特例を受けておられる方の軽減基準について、平成31年10月より、9割及び8.5割軽減から7割軽減に見直されるものでございます。

ただし、緩和措置としまして、現行9割軽減の方につきましては、10月より、介護保険料の軽減措置及び年金生活者支援給付金の支給が実施される予定です。また、現行8.5割軽減の方は、平成31年10月より1年間、7割軽減分との差額が補填されることとなっております。

以上の内容を踏まえ、山口県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づき、平成31年度の予算を編成しております。

それでは、まず、歳出について主なものを御説明いたします。

下段になりますが、2款・1項・1目ともに、後期高齢者医療広域連合納付金でございます。

これは、後期高齢者医療保険料3億3,052万4,000円を初めとして、総額で4億6,359万9,000円、前年度比1,800万9,000円の減となっております。これは、山口県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。

1款・1項ともに、後期高齢者医療保険料でございます。合計額3億3,052万

4, 000円、前年度比で388万4, 000円の減となっております。

1目特別徴収保険料として2億3, 475万1, 000円、2目普通徴収保険料として、現年度分、滞納繰越分を合わせ9, 577万3, 000円を計上しておりますが、これは、広域連合からの通知に基づき計上しているものです。

続きまして、3款繰入金・1項一般会計繰入金として、1億3, 801万9, 000円、前年度比で1, 413万6, 000円の減となっております。

1目事務費繰入金1, 553万3, 000円の内訳ですけれども、後期高齢者医療広域連合からの事務費負担金と本市の後期高齢者医療事業、一般会計からの事務費となっております。

また、2目保険基盤安定繰入金1億2, 248万6, 000円は、歳出の保険基盤安定負担金に対応するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。  
三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねします。軽減策の拡大はいいことですが、前者の分と後の分——特例ですかね、9割、7割っていうふうな二つ軽減を言われましたが、その割合っていうのはどのぐらいなのでしょう。加入者のどのぐらいになるのでしょうか。

それと、緩和措置ですが、9割、8割、8.5割、7割の分ですけど、これについては緩和の期限があるのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） 三好委員の御質問にお答えいたします。

最初の御質問ですけれども、割合を把握されているかということですが、本市のほうでは、この割合は把握できておりません。

それから、二つ目の御質問ですけれども、この特例措置の9割軽減、それから8.5割軽減の緩和措置が7割になるということについての当面の緩和措置の期間でございますけれども、まずは、9割軽減につきましては、給付金の支給は、特に差額が補填されるわけではございませんので、当面は10月から——まず一つ目が、10月からの制度としまして、9割軽減の方につきましては、介護保険料の軽減措置が対応されます。

それから、もう一つ目が、年金生活者支援給付金の支給が10月から実施されるということで、こちらにつきましては、期限は定められておりません。

それから、現行8.5割軽減の被保険者の方でございますけれども、こちらの方は平成31年10月から1年間、すなわち平成32年、2020年の9月末までの1年間、7割軽減分と8.5割軽減分との差額が補填されるということになっております。以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑のほうは。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 17号の議案に反対いたします。

軽減の拡大は評価できるのですが、75歳になると、今まで入っていた医療保険から切り離されます。高齢者は、年金の目減り、また物価高、消費税増税等、生活は苦しくなる一方です。消費税に対する措置はあると言いますが、期限もあり、先ほど説明もありました。消費税増税等、生活は苦しくなる一方です。

政府は、後期高齢者医療制度への国の予算も増額をしていくべきだと思いますが、国のほうに予算の増額を求めていただきたいと思います。

高齢者が、安心して医療にかかれるような制度にするべきだと思います。意見を述べます。

○委員長（末永義美君） ほかに、御意見のほうはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第17号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

引き続き、議案第18号平成31年度美祢市水道事業会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。三戸上下水道局次長。

○上下水道局次長（三戸昌子君） 平成31年度美祢市水道事業会計予算を御説明いたします。

1 ページをお開きください。

このたびの予算は骨格予算であります。建設改良費については例年の事業でありまして、事業規模が大きく、期間を要するものでありますので、全ての事業を計上しております。

収益的収入については——支出は——収益的収支については、収入は平成30年8月施行の現行の料金単価であります。支出は通常の維持管理費を計上しております。まず、予算第2条業務の予定量でございます。

上の表の計をごらんください。地域ごとに示しておりますが、合計を申し上げます。1号、合計の給水戸数が1万175戸、2号、年間総給水量は266万7,000立方メートル、3号、1日平均給水量は7,287立方メートルでございます。前年より8万5,000立方メートル減少することになります。前年度比96.91%でございます。

では、2ページ、3ページをお開きください。

4号、主な建設改良事業でございます。市道渋倉伊佐線道路改良に伴う送配水管布設替事業4,430万円、水道未普及地域解消事業（田代地区）4,000万円、於福地区管路更新事業、老朽管の更新時に国庫補助の耐震化工事をするものでございます、7,050万円。厚保地区管路更新事業、こちらも国庫補助事業でございます。1億3,050万円でございます。

そのほかには、上野・秋吉地区水道統合整備事業に4億8,160万円を計上しております。

次に、第3条収益的収入及び支出でございます。

水道事業収益は、7億9,042万1,000円でございます。

内訳は、営業収益が4億2,559万3,000円、営業外収益が3億6,482万8,000円でございます。

支出でございますが、水道事業費7億4,984万7,000円でございます。

内訳は、営業費用は7億380万5,000円、営業外費用は4,542万2,000円、特別損失2万円、予備費60万円でございます。

次に、第4条資本的収入と支出の予定額を申し上げます。

資本的収入の合計は、8億6,507万9,000円でございます。

うち企業債は7億2,900万円、繰入金13万5,000円、負担金及び寄附

金4,432万2,000円、国庫支出金が2,700万8,000円でございます。

出資金が6,461万4,000円ございまして、支出は、資本的支出合計が11億6,185万9,000円でございます。

うち建設改良費が9億4,706万5,000円、企業債の償還金が2億479万4,000円でございます。予備費が1,000万円でございます。

上の条文にお戻りください。補填財源の説明をしております。

括弧書き補填財源でございますが、収支の不足額の2億9,678万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額の7,849万円、当年度分損益勘定留保資金の2億1,206万7,000円及び建設改良積立金を622万3,000円で補填するものいたします。

では、予算の主なものは、予算実施計画書で御説明申し上げますので、5ページ、6ページをお開きください。

予算の実施計画書でございますが、予算の形式ですが、平成30年度に料金を統一にしましたけれども、適正料金施行までは、美祢地域、美東地域、秋芳地域の地域ごとに分けて予算を表すことにしております。

まず、収入でございます。

水道事業収益では、全体で7億9,042万1,000円でございます。前年と比べ1,975万5,000円の増額で、これは前年度比で言いますと102.6%でございます。消費税の——消費税率の上がった2%分は、約380万円ほどになります。

第1目から第3目給水収益は、新料金で計上しておりますけれども、新料金は旧料金と同程度の料金水準でございますので、前年並みの収入になりそうなものですが、有収水量が減少する見込みなので、3地域合わせて計算してみますと、前年度との比較をしてみますと988万1,000円の減少になって、前年度比97.0%でございます。

第4目の給水収益でございますが、美祢が256万円で、前年度より107万円増加しておりますけれども、これは田代地区の給水開始を予定しておりますので、給水負担金の支払いを見込んでいるものでございます。

次に、第2項の営業外収益の説明をいたします。

営業外収益は3億6,482万8,000円、前年度に比べ2,899万4,

000円の増加、108.6%でございます。

第2目から次のページ、第4目繰入金は、3地域合わせて1億6,031万4,000円でございます、640万9,000円の減少でございます。

次のページをお開きください。

第5目から第7目長期前受金戻入も3地域合計が1億2,691万3,000円で、3地域それぞれ減っております、合わせて849万1,000円の減少になっております。

では、下の第11目消費税還付金をごらんください。

平成31年度は、上野・秋吉水道統合整備事業等の大規模工事がめじろ押しなので、消費税還付金が6,490万7,000円になります。前年度より4,134万4,000円増えています。予算でいえば、消費税の増加があり、収入が増えているように思いますが、税抜き財務諸表では収入は増えておりませんので御注意ください。

では次に、9ページ、10ページをお開きください。

支出の御説明をいたします。

水道事業費は、7億4,984万7,000円でございます。1,532万2,000円の増加でございます。前年度比102.1%でございます。

第1項の営業費用も7億380万5,000円と、前年と比べ1,985万3,000円の増加でございます。

理由を申し上げますと、職員が1人増えたことによる人件費の増加と、費用の値上がりがありまして、地域別予算なので、予算書の目は別ですけれども、3地域まとめて計算した結果を申し上げますと、費用の増加は、動力費が470万円、薬品費260万円、水質検査手数料200万円ほど値上がりしております。

そのほかには、特別なものは、上田代の水道未普及改修事業が竣工いたしますので、通水式の費用50万6,000円ほど計上しております。また、消費税10%に伴う増額分は、約220万円ほどでございます。

では、17ページ、18ページをお開きください。

上から3分の1あたりの配水及び給水費の秋吉地域の委託料をごらんください。

委託料の上から3行目、施設管路台帳作成業務253万円計上しております。

平成31年度は、嘉万と別府の管路台帳の作成をいたします。また、各地域の原水及び浄水費、配水及び給水費の修繕料を、3地域合わせて5,865万8,000円



計上し、前年よりも542万9,000円増やしております。

では、23ページ、24ページをお開きください。

第2項営業外費用542万2,000円でございます。前年よりも453万1,000円減少しております。前年度比の90.9%でございます。支払い利息の減少によるものです。

右ページの中より少し上に、一時借入金利息という節があります。これをごらんください。

これは、下水道事業から水道事業に運転資金を一時借り入れする予定にしているものでございまして、平成31年度は大規模事業がたくさんあります。一度に何本もの工事の前払い金を支払うには、現金が不足する懸念がありますので、予算措置をいたしました。予算書第7条一時借入金の限度額を2億円にしております。

では、資本的収入及び支出の説明をしますので、次ページ、25ページ、26ページをお開きください。

第4条資本的収入及び支出の予定額でございます。

収入合計は8億6,507万9,000円、前年度比較3億8,598万7,000円の増加でございます。

企業債は、田代地区水道未普及解消事業、上野・秋吉水道統合整備事業、於福・厚保の老朽管配水池更新布設替等に充当いたします。

第3項の負担金及び寄附金4,432万2,000円は、田代地区の給水開始による工事負担金1,400万円を含んでおります。

また、第3項負担金及び寄附金・第2目他会計負担金、節一般会計負担金では、一番下の行に、十文字工業団地認可変更負担金というのがありますけれども、これは商工労働課が所管しております十文字工業団地の水道を水道事業に譲渡するため、変更認可を行いますけれども、認可費用の相当分を商工労働課に負担してもらうものでございます。

では、27ページ、28ページをお開きください。

資本的支出の合計は、一番上の行でございます。11億6,185万9,000円で、前年度と比べますと、3億5,651万7,000円の増額でございます。

主な事業は先ほど御説明いたしましたので、ほかの事業を説明しますと、第1目配水設備改良費、節が委託料の2行目、変更認可申請図書作成及び事業評価資料作成業

務に1, 265万円を計上しております。

変更認可は、祖父ヶ瀬浄水場の浄水方法の変更と麻生地区の水源及び配水池の統合整備、十文字工業団地水道の所管換えに係るものでございます。

また、祖父ヶ瀬浄水場では、第二水源からの取水に備えてと、現在の井戸取水に対するクリプト対策として、ろ過機を入れることにしておりますが、ろ過機設置が国庫補助事業になるものですが、全体事業費が10億円以上になりますので、事業評価が必要になるものでございます。

委託料の下から2行目でございます。

麻生地区の水道統合整備事業基本計画策定業務1, 070万円を計上しております。5カ所ある水源と配水池の整理統合を検討いたします。

最後に、予算概要の4ページ、平成31年度美祢市水道事業予定損益計算書をお開きください。

下から3行目をごらんください。この予算による平成31年度の予定損益は、3, 875万円の純損失でございます。

前年度からの繰越利益剰余金1, 800万7, 000円と合わせまして、未処理欠損金が2, 074万3, 000円になる予定でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） それでは、2ページに主な建設改良事業ということで、伊佐の上野・秋吉地区水道統合整備事業ということで4億8, 160万円ついてます。

これらの整備事業において、主要配管といったところのものがいろいろ使われていると思いますけれども、今後整備事業で使われる配管という、こういった材料というものはどのようなものであるか、その辺がもしわかれば説明願いたいと思います。

○委員長（末永義美君） 三戸上下水道局次長。

○上下水道局次長（三戸昌子君） それは、管の材料という意味でしょうか。耐震化に対応する管であるということでしょうか。（発言する者あり）

○委員長（末永義美君） 岡田上下水道局次長。

○上下水道局次長（岡田健二君） 岡山委員の御質問にお答えします。

耐震に関する管の材料ということでございますが、一応、種類とすれば、鉄とポリ

エチレン管と2種類あります。一つは鋳鉄管の耐震性の鋳鉄管、それからもう一つは、排水管用のポリエチレン管という大まかに2種類の材料がございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 通常、水道統合を行うに当たって使用される通常の配管なのか、それとも、もっと今後フレキシブルな——地震があっても、少し動いても漏れないという、それならかなり価格が上がってくると思うんですけど、その辺のものについては、通常、一般的な標準の材料を使ってやっているのか、それとも、もっといいものを使ってやっているのか。その辺について説明をもう一度お願いします。

○委員長（末永義美君） 岡田上下水道局次長。

○上下水道局次長（岡田健二君） 岡山委員の質問にお答えいたします。

今現在、水道局のほうで新規に整備しております水道管につきましては、すべからく耐震性をにらんだものを使うようにしております。

したがいまして、先ほど御説明した配管材料につきましても、全て、今後の地震に備えた耐震性の配管材料を使うこととしております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） これについては、有収率を上昇させる上においても、その目的があるということで、対応されておられるということを確認しました。

それで、配管の件とは別に、もう一つの説明は、祖父ヶ瀬にある軟水化装置、10ページですけれど、薬品費で2,271万4,000円計上されております。苛性ソーダ1,874万8,000円、希硫酸約400万円、こういう形でかなり大きな金額と思っています。

これについて、基本的には中和をしていく薬注、薬品でもありますので、これについては苛性ソーダ、希硫酸、こういったものは、品質はどの程度のものを使われているのか。特級品なのか、1級品なのか、2級品なのか。同じ中和するものであるんですから、別に価格の高い特級品なんか使う必要もないし、その辺のところの認識を説明していただきたいと思います。

○委員長（末永義美君） 岡田上下水道局次長。

○上下水道局次長（岡田健二君） 岡山委員の御質問にお答えします。

現在、硬度低減等に使っております薬品、苛性ソーダそれから希硫酸等でございますけれども、一応食品添加物扱いということで、通常、工業用の薬品とか、そういうものとは別になっております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 認識として、この苛性ソーダについて、あくまでも中和するものですよね。だからといって、そんなに不純物があってもいけないし、1級品、2級品でも、そんなに不純物というのは大して含まれてないと思っています。だから、ただ、特級品が1級品、1級品が2級品になった価格は、ちょっと私調べてないですけど、調べていけば、こういったところの金額——経費が削減できると思ってるんですよ。

だから、このところ、もう少し調べられまして、今使っている品質の物が、ちょっとグレードが落ちて、金額がかなり下がるようであれば、そういったものを使っても、中和ですから。後、沈殿が出たらろ過すればいい問題ですから、水の品質にはほとんど私は影響ないと思ってますので、その辺を今後、薬品の使用に関して、ちょっと調査して——意見みたいになっちゃうね。意見のところではよかったです——その辺について、ちょっと調査していく意向があるかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（末永義美君） 岡田上下水道局次長。

○上下水道局次長（岡田健二君） 岡山委員の御質問にお答えします。

委員の言われるとおり、添加する薬品につきましては、これから単価等をさらに精査いたしまして、予算に反映するように努力いたしたいと思っております。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑のほうはございませんか。高木副委員長。

○委員（高木法生君） 簡単ですけど、1件ほどお聞きしたいと思います。

24ページでございますが、一時借入金利息が1万7,000円計上されております。

先ほど7条で、一借の限度額は2億ということをおっしゃったと思いますけれども、これの借入利息に対する借り入れ額が、どれくらいを想定されていらっしゃるのか、それと率がわかれば教えていただきたいと思っております。

○委員長（末永義美君） 三戸上下水道局次長。

○上下水道局次長（三戸昌子君） 高木副委員長の御質問にお答えいたします。

1万7,000円ほど、一時借入金利息を計上しておりますけれども、これは、一時借入金を2億円借りたときという計算をしていると思います。2億円を1年中借りるわけではないので、運転資金の足りないところに借りるだけですので、利息は、一般の起債と同じ利息を使って計算していると思います。済みません。詳しいことはもう一度確認しまして、また御返事いたします。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） では、質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 意見みたいなこと言いましたけれども、今回、水道事業会計における経費節減のことに关しまして質問をさせていただきました。

それで、これは水道事業会計ですけれど、さまざまな面で、今後、経費節減する部分というのは各部、課、たくさんあると思うんですよね。今後そういったところは、監査のほうで、また経営方針、経営など、いろいろ監査をされていくとは思いますが、それぞれの部、課で、経費節減できるところは、ちょっと角度を変えれば出てくる場所もありますので、今後、そういったところをしっかりと期待していきたいと、このように意見として申し上げさせていただきました。

○委員長（末永義美君） それは、賛成の御意見でしょうか。（発言する者あり）賛成の御意見ということで受けとめました。ほかに御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第18号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号平成31年度美祢市公共下水道事業会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。三戸上下水道局次長。

○上下水道局次長（三戸昌子君） 議案第19号平成31年度美祢市公共下水道事業会計予算について御説明いたします。

1 ページをお開きください。

まず、平成31年度の業務予定量でございます。

第2条をごらんください。

第1号、下水道使用戸数は3,949戸、昨年より49戸の増加でございます。

第2号、年間総処理水量は90万2,000立方メートルでございます。

第3号、1日平均処理水量は2,467立方メートル、第4号、主な建設改良事業は、長寿命化計画に基づく美祢市浄化センター改築更新事業1億6,000万円、昨年に引き続きまして、中央監視装置及び最終沈殿池整備の更新費用を計上しております。ほかには、下村準幹線管渠布設事業に1,158万円を計上しております。平成32年度の供用開始予定でございます。

次に、第3条の収益的収入及び支出の御説明をいたします。

収入は、下水道事業収益が5億8,246万1,000円でございます。

営業収益が1億5,776万4,000円、営業外収益が4億2,469万7,000円でございます。

支出の合計は、下水道事業費用が5億5,048万1,000円で、内訳は、営業費用が4億9,926万8,000円、営業外費用が5,020万3,000円、特別損失1万円、予備費100万円でございます。

では、2ページにお進みください。

第4条資本的収入及び支出でございますが、収入は合計が3億8,700万5,000円、うち長寿命化計画等に充てる企業債が7,720万円、長寿命化計画及び下村準幹線布設の国庫補助金が1億3,721万7,000円、出資金が1億7,178万4,000円、受益者負担金が80万3,000円、その他の負担金1,000円でございます。

次に資本的支出でございます。

合計が5億4,005万3,000円、うち建設改良費が2億7,280万3,000円、企業債償還金が2億6,625万円、予備費100万円といたしました。

建設改良費の説明は、先ほど事業の内容で申し上げたとおりでございますが、そのほかには、ストックマネジメント計画策定業務に8,803万4,000円を計上し

ております。

一番上の行、第4条、条文の括弧書きに示してあります補填財源をごらんください。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億5,304万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,116万7,000円、及び過年度分損益勘定留保資金1億4,188万1,000円で補填するものでございます。

では、予算に関する説明書の大まかなものを御説明いたしますので、2枚めくられまして、4ページ、5ページの実施計画をごらんください。

収入は、下水道事業収益が5億8,246万1,000円でございます。

営業収益は1億5,776万4,000円、昨年度から207万9,000円の減額でございます。

営業外収益は4億2,469万7,000円、前年度より898万円の増額でございますが、増額の主なものは、第3項雑収益の増加141万4,000円と第4項の消費税還付金の増加107万9,000円でございます。

3項の雑収益、節雑収益で説明をいたします。

不用品売却収益は貯蔵品を売却するものでございます。

平成26年度から行っております浄化センターの改築更新事業で除却した機械装置等は、くず鉄として評価して雑収益とし、貯蔵品として貸借対照表に入れております。平成31年度で改築更新工事が完了しますので、そのくず鉄を売却するものですが、不用品販売収益は139万8,000円でございます。

その下の水道会計貸付金利息1万6,000円、これは水道事業のほうと1,000円違うようではありますが、収入と支出の端数処理によるものでございまして、水道事業に運転資金を一時貸し付けするので、受け取り利息を計上しております。

次に、支出の御説明をいたします。

下水道事業費用は5億5,048万1,000円でございます。昨年よりも201万7,000円の増加でございます。

営業費用は4億9,926万8,000円で、585万5,000円の増加でございます。

では、10ページ、11ページをお開きください。

第2項の営業外費用は5,020万3,000円、前年より383万8,000円の減少でございます。

第1目の支払利息及び企業債取扱諸費、節企業債利息が4,628万円で、前年より766万1,000円の減少であります。

その下の雑支出をごらんください。

節は、不用品売却原価222万6,000円でございます。

これは、浄化センター改築更新事業で除却して蔵入れしたものの帳簿価格であります。これを売り払いますので、原価の支出になるものでございます。

次に、その他雑支出は169万7,000円です。

そのうち、不用品売却損82万8,000円、国庫補助金返還金76万9,000円でございます。

浄化センターを建設したときに、国庫補助金の割合が55%でしたので、その割合で売却収益から国庫へ返還するものでございます。

次に、12ページ、13ページをごらんください。

資本的収入及び支出を御説明いたします。

収入については、金額は先ほど申し上げましたので、内容を申し上げます。

第1項企業債と第2項補助金は、浄化センター長寿命化事業及び下村地区準幹線管渠布設工事に対するものであります。

次に、資本的支出でございますが、先ほど主な事業を申し上げましたが、委託料、浄化センター改築更新業務1億6,000万円とストックマネジメント計画策定業務8,803万4,000円でございます。これが主なものでございます。

では、概要説明資料2ページをお開きください。

平成31年度の予定損益計算書でございます。下から3行目をごらんください。

ただいま説明しました、収益的収支による予定の損益でございますが、当年度の純利益が2,088万2,000円、前年度繰越利益剰余金の8,722万9,000円を合わせまして、当年度未処分利益剰余金が1億811万1,000円になる予定でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。  
安富委員。

○委員（安富法明君） 予算書の2ページ、債務負担行為なんですけど、今まで私気がつかなかったような気がするんですけど、要は、下水道事業会計の中で、水洗化っていい



ますか、トイレの改修等を行った場合に——これ補助金じゃないな——これは補助金なんですかね。利子補給金というような書き方、ちょっとここをちょっと説明してもらえますか。

○委員長（末永義美君） 三戸上下水道局次長。

○上下水道局次長（三戸昌子君） 安富委員の御質問にお答えいたします。

債務負担行為には、水洗便所改造資金利子補給金というのを上げております。

利子補給金といいますのは、公共下水道が通りまして、水洗トイレにやり替えられたときの工事費を借り入れされた場合、その利子について補給するものでございます。債務負担行為として上げてはおりますけれども、もう何年ものあいだ、その利子補給のため——利子補給の申請は出ておりません。でも、またことしも下村の方面に伸ばしておりますので、予算としては上げております。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに、質疑のほうはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第19号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号平成31年度美祢市病院等事業会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君） それでは、議案第20号平成31年度美祢市病院等事業会計予算について御説明させていただきます。

まず、予算第2条に規定しております、平成31年度の業務予定量についてです。

（3）1日平均患者数の、項目をごらんいただければと思います。

まず、美祢市立病院ですけれども、入院患者数を1日平均で120.7人、対前年度当初予算比で2.4人の減、これに対し、外来患者数につきましては、各診療科、

透析を合わせて、1日平均180.3人、対前年度当初予算比で23.3人の増加を見込んでおります。

ここで、この外来患者数の増加の見込みの主な要因ですけれども、まず1点目は、山口大学の御協力によりまして、新たに呼吸器内科の診療日、これが週1日ほど新設されます。

また次に、本年4月から、市立病院の職員駐車場敷地内でサービスが始まります、病児保育の運営の関係からも小児科外来、これは今まで週5日、半日の診療であったのが週5日、午前午後の1日診療に拡充されることが主な要因となっております。

続いて、美東病院ですけれども、入院患者数を1日平均で87.2人、対前年度当初予算比で0.3人の減、これに対し、外来患者数につきましては、1日平均で127.3人、対前年度当初予算比6.3人の減少を見込んでおります。

美東病院では、入院患者数をほぼ維持するような形をとっておりますけれども、美東病院は、美祢市内で唯一、白内障手術の対応が可能な医療機関であります。市立病院にも眼科の外来診療はあるんですけれども、白内障手術の必要な患者さんの大半は、市外の医療機関で手術を受けられている現状があります。そういった患者さんを美祢市内で完結させようという動きもあり、美東病院のほうで主に対応するということを念頭に置いております。

次に、グリーンヒル美祢ですけれども、入所者数を1日平均64人、短期入所者数を4人、通所者数を19人、これにつきましては、対前年度当初予算比では増数を見込んでおります。

次に、訪問看護ステーションですけれども、利用者を1日平均で26人、対前年度当初予算比で2.1人の増加を見込んでおりますが、訪問看護ステーションにつきましても、市内の各診療所との連携を密にすることで、より一層の利用者の増加に取り組みたいというふうに考えております。

これらの業務予定量の見込みに基づきまして算定した、予算第3条及び第4条に規定する収入、支出の予定額について、予算概要説明資料のほうを使って御説明したいと思います。

概要説明書のほうの2ページ、3ページのほうになります。

まず、美祢市立病院につきましては、病院事業収益の当初予算額を22億4,522万円を計上しております。

これは、対前年度当初予算比で3, 164万6, 000円の増加を見込んでおります。

一方、病院事業費用につきましては21億9, 154万7, 000円、対前年度当初予算比で178万4, 000円の増加を見込んでおります。

次に、美東病院についてですけれども、病院事業収益につきましては15億557万6, 000円、対前年度当初予算比で2, 906万円の増加を見込んでおります。

その一方、病院事業費用につきましては14億8, 997万1, 000円、対前年度当初予算比で、4, 749万2, 000円の増加を見込んでおります。

次に、グリーンヒル美祢ですけれども、介護老人保健施設事業収益につきましては、3億9, 579万3, 000円、対前年度当初予算比で91万5, 000円の増加を見込んでおります。

一方、介護老人保健施設事業費用につきましては3億9, 206万6, 000円、対前年度当初予算比で、265万5, 000円の減少を見込んでおります。

最後に、訪問看護ステーションにつきましては、訪問看護事業収益5, 307万4, 000円、対前年度当初予算比で、375万4, 000円の減少を見込んでおります。

その一方、訪問看護事業費用につきましては5, 305万8, 000円、対前年度当初予算比237万3, 000円の減少を見込んでおります。

以上の結果、病院等事業全体の収益的収支につきましては、収入総額を41億8, 496万6, 000円、支出総額を41億1, 194万5, 000円としております。

続いて、資本的収支につきまして、次のページをごらんいただければと思います。

まず、資本的収入についてですけれども、美祢市立病院が1億8, 319万5, 000円、美東病院が1億5, 546万4, 000円、介護老人保健施設が4, 591万6, 000円を計上しております。

これに対し、支出につきましては、美祢市立病院が2億4, 238万7, 000円、美東病院が2億928万6, 000円、介護老人保健施設が3, 156万6, 000円を計上しております。

このうちの主なものとしては、まず市立病院のほうでは、建設改良工事として、エレベーターの更新工事を予定しております。これが、約4, 100万円程度を見込んでおります。

また、資産購入費では、画像サーバーの更新、薬剤課のほうで使用する調剤分包機、これを合わせて約4,600万円程度の予算を計上しております。

また、美東病院のほうでは、先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、美祢市内で唯一対応可能な白内障手術に使用する顕微鏡システムを今用意しておりますけれども、こちらのほうがかなり老朽化で、画像のほうが明瞭に見れないというような状況になっておりますので、こちらの顕微鏡システムのほうを約3,600万円程度で、早期に更新をかけたいというふうに今考えております。

以上の結果、収入総額を3億8,457万5,000円、支出総額を4億8,323万9,000円として、収入額が支出額に対して不足する額9,866万4,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものでございます。

続いて、このことに基づき作成した予定損益計算書のほうになりますが、同じ資料の16ページになります。

こちらのほうに、平成31年度末の病院等事業会計全体の予定損益計算書を掲載しております。

全体としては、当年度純利益として7,246万9,000円を見込み、前年度繰越欠損金9億4,976万1,000円と差し引きした結果、当年度末未処理欠損金につきましては、8億7,729万2,000円となることを見込んでおります。

議案第20号平成31年度美祢市病院等事業会計予算につきましては、以上でございます。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。  
三好委員。

○委員（三好睦子君） 午前中の説明の中で、60日は長期療養ができるということでしたが、退院患者さんの受け皿となる在宅医療と介護の体制は十分なのかなと思うんですが、退院しても家に帰れないという状況もあるかと思いますが……。

○委員長（末永義美君） もう一度あたりますか。

○委員（三好睦子君） 言い間違えました。

○委員長（末永義美君） ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第20号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第30号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木昭治君） それでは、議案第30号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてを御説明いたします。

1ページが議案で、2ページから4ページまでが山口県市町総合事務組合規約の新旧対照表でございます。

このたびの変更は、養護老人ホーム秋楽園組合が、解散により、平成31年3月31日限りで山口県市町総合事務組合から脱退するとともに、平成31年4月1日から光市及び光地区消防組合が、公平委員会の設置及び公平委員会の権限に関する事務を共同処理する団体に加わることに伴い、同組合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第30号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号山口県市町総合事務組合の財産処分についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木昭治君） それでは、議案第31号山口県市町総合事務組合の財産処分についてを御説明いたします。

これは、養護老人ホーム秋楽園組合が、山口県市町総合事務組合の退職手当支給事務を共同処理する団体から離脱することに伴う財産処分について、地方自治法第290条の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第31号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第32号美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。繁田総合政策部次長。

○総合政策部次長（繁田 誠君） それでは、議案第32号美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更について御説明をいたします。

このたび、新たに過疎対策事業債の活用を行うため、事業の追加を行うものであり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

変更内容につきましては、事業名、集会施設、体育施設等、公民館の事業内容に新たに、田代コミュニティセンター水道通水事業を加えるものでございます。

説明は以上となります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第32号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案24件につきましての審査を終了いたしました。

その他、委員の皆様から、所管事項につきまして何かございましたら、御発言のほどよろしくお願い申し上げます。安富委員。

○委員（安富法明君） 前回だったと思うんですけども、水道事業の広域化っていうか、硬度の低減措置について、さっき相談されたけども、何も言わないよって言ったけども、ちょっと気持ちが変わりましたんで、ちょっとお聞きしたいと思います。

前回、要するに、事業計画なり、例えば管路がどこまで——図面上で、この辺までいってつなぎますよとか、おおよそ概略の事業費の予算中、今、進捗度がどれぐらいいってるよとか。例えば8億いるんだったら、その分の3億ぐらいやってるよとか。

要するに、事業の進捗率、ある程度それぐらいのものを出してくださいねって、たしか言ったよね。だから、その辺をいつまでに出してもらえるかなっていうのが一つなんですよ。

やっぱり、特に秋芳の場合、いつできるんかねっていう話が非常にあって、いつだったか議会報告会をしたら、「わしの生きてるうちに、できるんかいな」という話が出るんですよ。

それは、やっぱり市民の方にとっては、随分お待ちになって——待ち焦がれておられるようなところがあるんですよ。それが、我々として、説明ができるぐらいの資料が出してもらえんかなと思っております。

○委員長（末永義美君） 杉原上下水道局長。

○上下水道局長（杉原功一君） それにつきましては、きょう御説明しようかと思えます。簡単な進捗状況といえますか、図などを示しまして、簡単に御説明できればと思っております。今資料のほうを……。

○委員長（末永義美君） ここで、暫時休憩します。

午後1時46分休憩

---

午後3時01分再開

○委員長（末永義美君） 休憩前に続き、委員会を継続します。岡田上下水道局次長。

○上下水道局次長（岡田健二君） それでは、安富委員の御質問にお答えしていきたいと思えます。

秋芳町南部地域の硬度低減化事業につきましてはの進捗状況でございますが、事業進捗状況といたしましては、平成29年度より岩永本郷地区において、仮設管の布設工事に着手いたしまして、今年度より本管の布設工事を行っております。

先ほど配付いたしましたお手元の資料をごらんください。

現在、全体計画延長約19キロメートルのうち、今年度につきましては、既設管や通信ケーブル等の影響を受けまして、図上で黒で着色いたしております区間1.8キロメートルの施工になる見込みでございます。

来年度より、大幅に施工延長を延ばすこととしておりまして、図上でいいますと、赤色で3カ所着色しております区間、3工区で約4.6キロメートルを施工することとしております。

また、平成32年度以降につきましても、残り青色で着色しました区間の本管布設工事を急ぐとともに、新規配水池の築造を行いまして、平成34年度末の給水開始を目指して事業を推進していきたいと考えております。

また、これに伴いまして、秋芳地区におきましては、現在の永明寺浄水場、永明寺配水池、広谷浄水場の運営を休止いたしまして、施設維持管理の効率化を図ってまいりたいと思っております。

今後も既設管の影響によりまして、仮設工事や橋梁添架工事等が工事の進捗に影響を与えることが予測されますが、皆様方が待ち望んでおられることは十分承知しておりますので、1日も早い硬度低減の低減水をお届けできますよう、鋭意事業を進めるものでございます。



説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 安富委員。

○委員（安富法明君） 延長は何キロ。

○委員長（末永義美君） 岡田上下水道局次長。

○上下水道局次長（岡田健二君） 19キロです。

○委員長（末永義美君） 安富委員。

○委員（安富法明君） あと、事業の予想なんですけど、全体の金額っていうのは、硬度低減化の事業としてはどれくらいなんですかね。

○委員長（末永義美君） 岡田上下水道局次長。

○上下水道局次長（岡田健二君） 御質問にお答えします。

事業金額規模といたしましては、今現在、全体で約19億を見込んでおります。

それで、今現在、平成30年度末現在での事業費的な進捗率でございますが、今現在、約3億3,500万円を執行いたしております。率にいたしまして、17.6%でございます。

今後につきましては、事業の進捗度合いを早めるために、予算規模も大きくなってきております。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） ほかに所管事項につきまして御発言がございましたら、よろしく申し上げます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） ほかにないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。

御審査、御協力、まことにありがとうございました。お疲れ様でした。

午後3時06分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成31年3月11日

総務民生委員長